

328.686  
Ty997t  
(s)

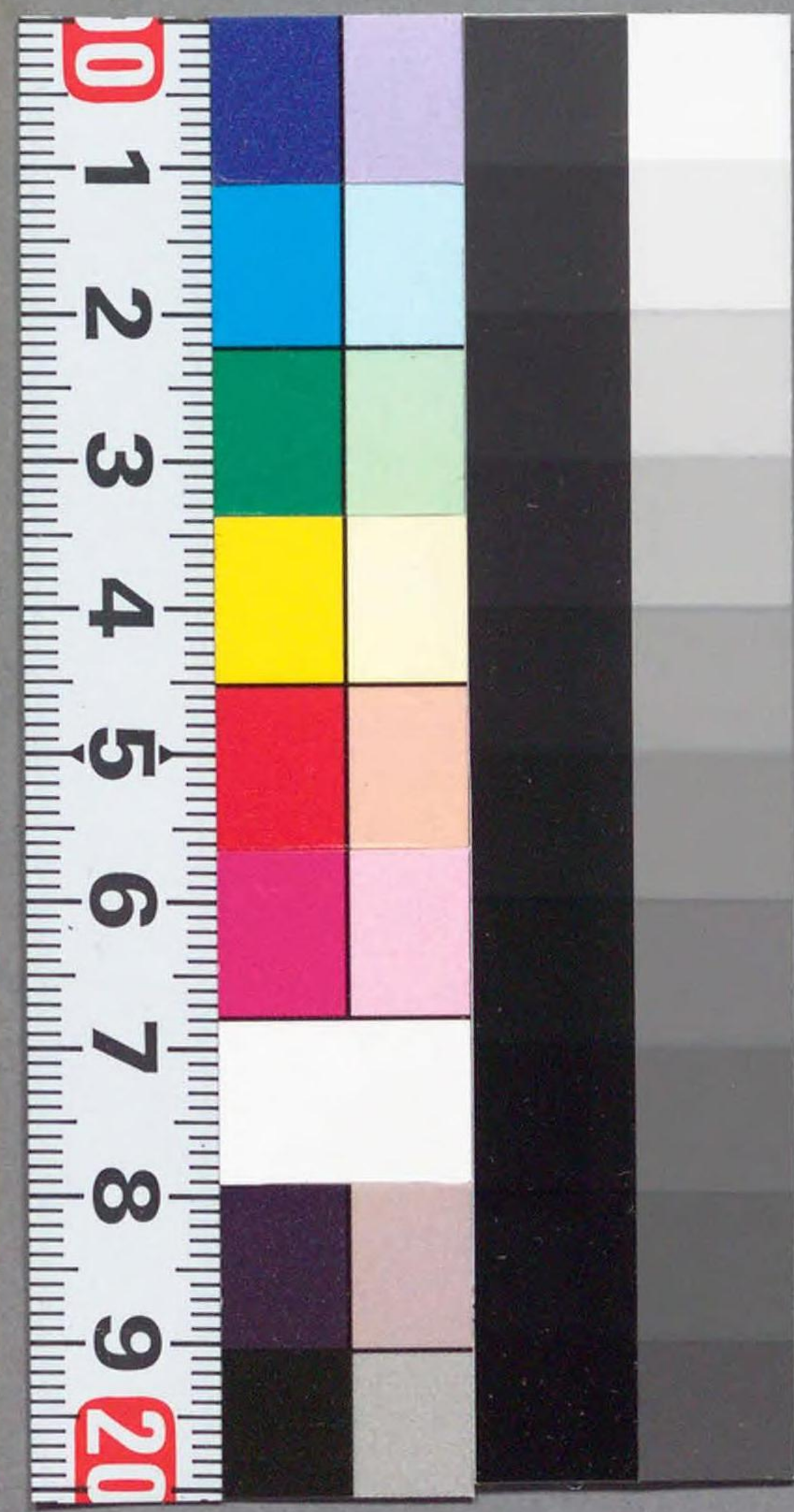


法  
規  
類  
集



①

中  
央  
書  
院





鐵道法規類集

(第一集)

中央書院

1908



688  
35

328.686  
Ty 997t  
(4)



146071

# 總目次

## 組織

日本國有鐵道法.....三

運輸省設置法(拔萃).....一六

運輸省組織規程(拔萃).....三

## 服務

公共企業體勞働關係法.....七

公共企業體勞働關係法の施行に關する法律.....七

日本國有鐵道職員服務規程.....元

日本國有鐵道職員勤務及び休暇規程.....四

日本國有鐵道表彰規程.....五

日本國有鐵道懲戒規程.....六

日本國有鐵道職員及び試用員採用規程.....六

日本國有鐵道囑託規程.....六



給 與

日本國有鐵道職員職階級給與規程..... 壹  
 日本國有鐵道職員俸給、超過勤務手當、休日給及び夜勤手當支給規程..... 八一  
 日本國有鐵道職員扶養手當支給規程..... 八八  
 日本國有鐵道勤務地手當支給規程..... 九一  
 日本國有鐵道未歸還職員給與支給規程..... 九三

其 の 他

鐵道營業法..... 九七  
 鐵道運輸規程..... 一〇一  
 國有鐵道運賃法..... 一〇五  
 年齢のとなえ方に關する法律..... 一〇八  
 夏時刻法..... 一一八  
 國民の祝日に關する法律..... 一二九



組

織



# 日本國有鐵道法

(昭和二十三年十二月二十日  
法律第二百五十六號)

## 目次

第一章 總	則(第一條—第八條).....	四
第二章 監理委員會(第九條—第十七條).....	五	
第三章 役員及び職員(第十八條—第三十五條).....	六	
第四章 會	計(第三十六條—第五十一條).....	九
第五章 監	督(第五十二條—第五十四條).....	三
第六章 罰	則(第五十五條).....	三
第七章 雜	則(第五十六條—第六十三條).....	三



# 第一章 總 則

## (目的)

第一條 國が國有鐵道事業特別會計をもつて經營して、鐵道事業その他一切の事業を經營し、能率的な運営により、これを發展せしめ、もつて公共の福祉を増進することを目的として、ここに日本國有鐵道を設立する。

## (法人格)

第二條 日本國有鐵道は公法上の法人とする。日本國有鐵道は民法(明治二十九年法律第八十九號)第三十五條又は商事會社その他の社團に關する商法(明治三十二年法律第四十八號)の規定に定める商事會社ではない。

## (業務)

第三條 日本國有鐵道は第一條の目的を達成するため、左の業務を行う。

- 一、鐵道事業及びその附帶事業の經營
- 二、鐵道事業に關連する連絡船事業及びその附帶事業の經營
- 三、鐵道事業に關連する自動車運送事業及びその附帶事業の經營

四、前三號に掲げる業務を行うのに必要な採炭、發送電及び電氣通信

五、前各號に掲げる業務の外第一條の目的を達成するために、必要な業務

2 日本國有鐵道は、その業務の圓滑な遂行に妨げのない限り、一般の委託により、陸運に關する機械・器具その他の物品の製造・修繕若しくは調達・工事の施行業務の管理又は技術上の試験研究を行うことができる

## (事務所)

第四條 日本國有鐵道は主たる事務所を東京都に置く。

2 日本國有鐵道は、必要な地に從たる事務所を置く。

## (資本金)

第五條 日本國有鐵道の資本金は、別に法律で定めるところにより昭和二十四年五月三十一日に於ける國有鐵道事業特別會計の資産の價格に相當する額とし政府が全額出資するものとする。

## (非課税)

第六條 日本國有鐵道には、所得税及び法人税を課さない。

2 都道府縣・市町村その他これらに準ずるものは、日本國有鐵道に對しては、地方税を課することができない。但し、礦産税・入場税・酒消費税・電氣ガス税・

木材引取税及び遊興飲食税、これらの附加税並びに遊興飲食税割については、この限りでない。

## (登記)

第七條 日本國有鐵道は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

## (民法の準用に關する規定)

第八條 民法第四十四條・第五十條及第五十四條の規定は、日本國有鐵道に準用する。

## 第二章 監理委員會

### (監理委員會の設置)

第九條 日本國有鐵道に監理委員會を置く。

### (監理委員會の權限及び責任)

第十條 監理委員會は、第一條に掲げる目的を達成するため、日本國有鐵道の業務運営を指導統制する權限と責任を有する。

### (監理委員會の組織)

第十一條 監理委員會は、五人の委員及び一人の職務上當然就任する特別委員をもつて組織する。

2 監理委員會に委員長を置き、委員の互選により選任する。

3 監理委員會は、豫め委員のうちから委員長が事故のある場合に委員長職務を代理する者を定めて置かなければならない。

## (委員の任命)

第十二條 監理委員會の委員は、運輸業・工業・商業又は金融業について、廣い經驗と知識とを有する年齢三十五年以上の者のうちから、兩議院の同意を得て、内閣が任命する。

2 左の各號の一に該當するものは委員であることができない。

一、禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復權を得ない者

三、國務大臣、國會議員、政府職員又は地方公共團體の議會の議員

四、政黨の役員(任命の日以前一年間においてこれに該當した者を含む)

五、日本國有鐵道に對し、物品の賣買若しくは工事の請負を業とする者、又はこれらの者が法人であるときはその役員若しくは名稱の如何にかかわらず役員



と同等以上の職權若しくは支配力を有する者（任命の日以前一年間においてこれらの者であつた者を含む）

（委員の任期）

第十三條 委員の任期は、五年とする。但し補缺の委員は、前任者の残存期を在任する。

2 委員は再任されることが出来る。

3 日本國有鐵道創立の最初に任命される委員の任期は、任命の際において内閣總理大臣の定めるところにより任命の日からそれぞれ一年、二年、三年、四年、五年とする。

（委員の罷免）

第十四條 内閣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、兩議院の同意を得てこれを罷免することができる。

（委員の報酬）

第十五條 委員は名譽職とする。但し旅費その他義務の遂行に伴う實費は、これを受けるものとする。

（議決方法）

第十六條 監理委員會は、委員長又は第十一條第三項に

理する、總裁は監理委員會に對し責任を負う、總裁は第十一條に規定する職務上當然就任する監理委員會の特別委員とする。

2 副總裁は、總裁の定めるところにより、日本國有鐵道の業務を管理し、總裁に事故があるときにはその職務を代理し、總裁が缺員のときにはその職務を行う。

3 理事は、總裁の定めるところにより、日本國有鐵道を代表し、總裁及び副總裁を補佐して日本國有鐵道の業務を管理し、總裁及び副總裁に事故があるときにはその職務を代理し、總裁及び副總裁が缺員のときにはその職務を行う。

（役員）の任命及任期

第二十條 總裁は、監理委員會が推薦した者につき、内閣が任命する。

2 前項の推薦は、第十六條の規定にかかわらず委員四人以上の多數による議決によることを要する。

3 副總裁は、監理委員會の同意を得て總裁が任命する理事は、總裁が任命する。

4 總裁及び副總裁の任期は、各々四年とする。

5 總裁及び副總裁は、再任されることが出来る。

（役員）の缺格條項

第二十一條 第十二條第二項各號の一に該當する者は、

規定する委員長の職務を代理する者及び二人以上の委員の出席がなければ議事を開き、議決をすることができない。

2 監理委員會の議事は、出席者の過半数をもつて決する。但し第十一條に規定する職務上當然就任する特別委員は議決に加わることが出来ない。

3 可否同数のときは、委員長が決する。

4 監理委員會は日本國有鐵道の役員又は職員をその會議に出席せしめて必要な説明を求めることが出来る。

5 總裁の指名する職員は監理委員會に出席して意見を述べ、又は説明をすることが出来る。

（公務員たる性質）

第十七條 委員は、法令により公務に従事する者ともみなす。

2 委員には、國家公務員法（昭和二十二年法律第二百一十號）は適用されない。

第三章 役員及職員

（役員）の範圍

第十八條 日本國有鐵道の役員は、總裁・副總裁及理事とする。

（役員）の職務及權限

第十九條 總裁は日本國有鐵道を代表し、その業務を總

役員であることが出来ない。

（總裁及び副總裁の罷免）

第二十二條 内閣は、總裁が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合、又は總裁に職務上の義務違反その他總裁たるに適しない非行があると認める場合においては、監理委員會の同意を得てこれを罷免することができる。

2 第二十條第二項の規定は前項の同意に準用する。

3 總裁は、副總裁が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合、又は副總裁に職務上の義務違反その他副總裁たるに適しない非行があると認める場合においては、監理委員會の同意を得て、これを罷免することができる。

（役員）の兼職禁止

第二十三條 役員は、營利を目的とする團體の役員となり、又は自ら營利事業に従事してはならない。

第二十四條 日本國有鐵道と總裁・副總裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は代表權を有しない。この場合においては、監理委員會は、これらの代表權を有しない役員以外の他の役員のうちから日本國有鐵道を代表する者を選任しなければならない。



(代理人の選任)

第二十五條 總裁・副總裁又は理事は、日本國有鐵道職員のうちから、その業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外の行爲をする權限をもつ代理人を選任することができる。

(職員の地位及資格)

第二十六條 この法律において日本國有鐵道の職員とは公共企業體勞働關係法（昭和二十三年法律第二百五十七號）第二條第二項に規定する者をいう。

2 第十二條第二項第三號に該當する者は、職員であることができない。

(任免の基準)

第二十七條 職員の任免は、その者の受験成績、勤務成績又はその他の能力の實證に基いて行ふ。

(給與)

第二十八條 職員の給與は、その職務の内容と責任に應ずるものでなければならぬ。

2 職員の給與は、生計費並びに國家公務員及び民間事業の従事員における給與その他の條件を考慮して定めなければならない。

(降職及び免職)

第二十九條 職員は、左の各號の一に該當する場合を除

(懲戒)

第三十一條 職員が左の各號の一に該當する場合においては、總裁はこれに對し懲戒處分として免職・停職・減給又は戒告の處分をすることができる。

一、この法律又は日本國有鐵道の定める業務上の規程に違反した場合

二、職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

2 停職の期間は、一月以上一年以下とする。

3 停職者は、職員としての身分を保有するがその職務に従事しない。停職者は、その停職の期間中俸給の三分の一を受ける。

4 減給は、一月以上一年以下俸給の十分の一以下を減ずる。

(服務の基準)

第三十二條 職員は、その職務を遂行するについて、誠實に法令及び日本國有鐵道の定める業務上の規程に従わなければならない。

2 職員は、全力をあげて職務の遂行に専念しなければならない。但し、公共企業體勞働關係法第七條の規定により、専ら職員の組合の事務に従事する者についてはこの限りでない。

(勤務時間の延長、時間外及び休日勤務)

き、その意に反して、降職され、又は免職されることがない。

一、勤務成績がよくない場合

二、心身の故障のため職務の遂行に支障があり又はこれに堪えない場合

三、その他その職務に必要な適格性を缺く場合

四、業務量の減少その他經營上やむを得ない事由が生じた場合

(休職)

第三十條 職員は、左の各號の一に該當する場合を除きその意に反して、休職されることがない。

一、心身の故障のため長期の休養を必要とする場合

二、刑事事件に關し起訴された場合

2 前項第一號の規定による休職の期間は、滿一年とし休職期間中その故障が消滅したときは、速やかに復職させるものとし、休職のまま滿期に至つたときは、當然退職者とする。

3 第一項第二號の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係屬する間とする。

4 休職者は、職員としての身分を保有するがその職務に従事しない。休職者は、休職の期間中俸給の三分の一を受ける。

第三十三條 日本國有鐵道は、左の各號の一に該當する

場合においては勞働基準法（昭和二十二年法律第四十九號）第三十二條、第三十五條又は第四十條の規定にかかわらず、その職員をして、勤務時間をこえ、又は勤務時間外若しくは休日に勤務させることができる。

一、災害その他により事故が発生したとき

二、災害の發生が豫想される場合において警戒を必要とするとき

三、列車（自動車、船舶を含む）が遅延したとき

(公務員たる性質)

第三十四條 役員及び職員は、法令により公務に従事する者とみなす。

2 役員及び職員には、國家公務員法は適用されない。

(公共企業體勞働關係法の適用)

第三十五條 日本國有鐵道の職員の勞働關係に關しては公共企業體勞働關係法の定めるところによる。

第四章 會計

(經理原則及び運賃)

第三十六條 日本國有鐵道の會計及び財務（運賃の設定及び變更に關するものを含む）に關しては、鐵道事業の高能率に役立つような公共企業體の會計を規律する



法律が制定施行されるまでは、日本國有鐵道を國の行政機關とみなして、この法律又はこの法律に基く政令若しくは省令に定める場合を除く外、國有鐵道事業特別會計法（昭和二十二年法律第四十號）、財政法（昭和二十二年法律第三十四條）、會計法（昭和二十一年法律第三十五號）、國有財産法（昭和二十五年法律第七十三號）その他従前の國有鐵道事業の會計に關し適用される法令の規定の例による。

2 前項の規定により、日本國有鐵道を國の行政機關とみなす場合においては、日本國有鐵道の總裁を各省各廳の長と、日本國有鐵道を各省各廳とみなす。但し、政令をもつて日本國有鐵道を運輸省の一部局とみなす場合は、この限りでない。

(事業年度)

第三十七條 日本國有鐵道の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終る。

2 日本國有鐵道は、毎事業年度の決算を翌年度七月三十一日までに完結しなければならない。

(豫算)

第三十八條 日本國有鐵道は、毎事業年度の豫算を作成し、運輸大臣を経て大藏大臣に提出しなければならない。

を受けたときは、その財産目録、貸借對照表及び損益計算書を公告しなければならない。

第四十一條 日本國有鐵道は、豫算の形式に準じ、毎事業年度の決算報告書を作成し、運輸大臣を経て大藏大臣に提出しなければならない。

2 大藏大臣は、前項の規定による決算報告書の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。第四十二條 内閣は、前條第二項の規定により日本國有鐵道の決算報告書の送付を受けたときは、これを會計検査院に送付しなければならない。

2 内閣は、會計検査院の検査を経た日本國有鐵道の決算報告書を國の歳入歳出の決算とともに國會に提出しなければならない。

(損益の處理)

第四十三條 政府は、日本國有鐵道に損失を生じた場合において特別の必要があると認めるときは、その損失の額を限度として交付金を交付することができる。

2 日本國有鐵道は、經營上利益金を生じたときは、別に豫算に定める場合を除き、これを政府の一般會計に納付しなければならない。

(借入金)

第四十四條 日本國有鐵道は、運輸大臣の認可を受けて

2 大藏大臣は、前項の規定により豫算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。

3 内閣は、前項の規定により豫算を決定したときは、國の豫算とともに、これを國會に提出しなければならない。

4 豫算の形式、内容及び添附書類については政令で、豫算の作成及び提出の手續については大藏大臣が運輸大臣と協議して定める。

(追加豫算)

第三十九條 日本國有鐵道は、豫算作成後に生じた事由に基き、必要避けることのできない場合に限り、豫算作成の手續に準じ追加豫算を作成し、これを運輸大臣を経て大藏大臣に提出することができる。

2 前條第二項から第四項までの規定は、前項の規定による追加豫算について準用する。

(決算)

第四十條 日本國有鐵道は、事業年度ごとに財産目録、貸借對照表及び損益計算書を作成し、決算完結後一月以内に運輸大臣に提出してその承認を受けなければならない。

2 日本國有鐵道は、前項の規定による運輸大臣の承認を政府から長期借入金及び一時借入金をすることができず、日本國有鐵道は、市中銀行その他民間から借入金をすることができない。

2 前項の規定による長期借入金及び一時借入金の限度額については、豫算をもつて定めなければならない。

3 第一項の規定による一時借入金は、當該事業年度内に償還しなければならない。但し、資金不足のため償還することができないときは、その償還することのできない金額に限り、運輸大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

4 前項但書の規定により借り換えた一時借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(政府からの貸付)

第四十五條 政府は、日本國有鐵道に對し、資金の貸付をすることができず、

(償還計畫)

第四十六條 日本國有鐵道は、毎事業年度、第四十四條第一項に掲げる長期借入金の償還計畫をたて、大藏大臣の承認を受けなければならない。

(業務に係る現金の取扱)

第四十七條 日本國有鐵道の業務に係る現金については



法律又は政令の定めるところにより、國庫金の取扱に關する規程による。

2 日本國有鐵道の出納職員は、法律又は政令の定めるところにより、日本國有鐵道の債務をその保管に係る現金をもつて支拂うことができる。

(會計帳簿)

第四十八條 日本國有鐵道は、業務の性質及び内容並びに事業運営及經理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならない。

(財政處分の制限)

第四十九條 日本國有鐵道は、運輸大臣の認可を受けなければ、營業線及びこれに準ずる重要な財産を讓渡し交換し、又は擔保に供することができない。

2 前項の重要な財産の範圍及び種類は、運輸大臣が、大藏大臣にはかつて定める。

(大藏大臣の監督)

第五十條 運輸大臣が、第四十條第一項の財産目録、貸借對照表及び損益計算書の承認を行うとき、及び第四十四條第一項又は第三項の規定による借入金に關する認可を行うときは、大藏大臣にはからなければならぬ。

(會計検査)

は總裁を代理する理事が左の各號の一に該當するときは、その業務に對する責任に應じて、十萬圓以下の罰金に處す。

- 一、この法律により、主務大臣の認可又は許可を受けらるべき場合に受けなかつたとき
- 二、第三條に規定する業務以外の業務を行つたとき
- 三、第七條第一項の規定に基いて發する政令に違反して登記を怠り、又は虚偽の登記をしたとき
- 四、前條第一項の規定に基く命令に違反したとき
- 五、前條第二項の規定に基く報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき

第七章 雜 則

(恩 給)

第五十六條 この法律施行の際、現に恩給法(大正十二年法律第四十八號)第十九條に規定する公務員たる者が、引き続き日本國有鐵道の役員又は職員となつた場合には同法第二十條に規定する文官であつて國庫から俸給を受ける者として勤続するものとみなし、當分の間これに恩給法の規定を準用する。

2 前項の規定により恩給法を準用する場合には、恩給の給與等については、日本國有鐵道を行政廳とみ

第五十一條 日本國有鐵道の會計については、會計検査院が検査する。

第五章 監 督

(監督者)

第五十二條 日本國有鐵道は、運輸大臣が監督する。

(監督事項)

第五十三條 左に掲げる事項は、運輸大臣の許可又は認可を受けなければならない。

- 一、鐵道新線の建設及び他の運輸事業の讓受
- 二、日本國有鐵道に關連する連絡航路又は自動車運送事業の開始
- 三、營業線の休止及び廢止

(監督上の命令及び報告)

第五十四條 運輸大臣は、公共の福祉を増進するため特に必要があると認めるときは、日本國有鐵道に對し監督上必要な命令をすることができ、

2 運輸大臣は、監督上必要があると認めるときは、日本國有鐵道に對し報告させることができる。

第六章 罰 則

第五十五條 總裁・副總裁又は總裁の職務を行い若しく

なす。

3 第一項に規定する者又はその遺族の恩給及びこの法律施行前給與事由の生じた恩給であつて従前の國有鐵道事業特別會計(舊帝國鐵道會計を含む)において俸給又は給料を支辨した者にかかるとの支拂に充てるべき金額については、日本國有鐵道が國有鐵道事業特別會計として存続するものとみなし、特別會計の恩給負擔金を一般會計に繰入れることに關する法律(昭和六年法律第八號)の規定を準用する。

4 第一項の規定により恩給法を準用する場合において同項において準用する恩給法第五十九條第一項の規定により日本國有鐵道の役員又は職員が納付すべき金額は、同法の規定にかかわらず日本國有鐵道に納付すべきものとする。

(共済組合)

第五十七條 日本國有鐵道の役員及び職員は、國に使用されるもので國庫から報酬を受けるものとみなし、國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九號)の規定を準用する。この場合において同法中「各省各廳」とあるのは「日本國有鐵道」と「各省各廳の長」とあるのは「日本國有鐵道總裁」と、第六十九條(第一項第三號を準用する場合を除く)及び第九十二條中



「國庫」とあるのは「日本國有鐵道」と、第七十三條第二項及び第七十五條第二項中「政府を代表する者」とあるは「日本國有鐵道を代表する者」と読み替えるものとする。

2 國家公務員共済組合法第二條第二項第八號の規定による共済組合は、前項の規定により準用する同法第二條第一項の規定により日本國有鐵道に設けられる共済組合となり同一性をもつて存続するものとする。

第五十八條 國庫は、日本國有鐵道に設けられた共済組合に對し、國家公務員共済組合法第六十九條第一項第三號に掲げる費用を負擔する。

第五十九條 健康保險法（大正十一年法律第七十號）第十二條第一項厚生年金保險法（昭和十六年法律第六十號）第十六條の二及び船員保險法（昭和十四年法律第七十三號）第十五條の規定については、日本國有鐵道の役員及び職員は、國に使用される者とみなす。

（災害補償）

第六十條 日本國有鐵道の役員及び職員は、國に使用される者で、國庫から報酬をうけるものとみなし、國家公務員災害補償法の規定を準用する、この場合において「國」（第四十二條中「國・市町村長」の國を除く）とあるのは「日本國有鐵道」と「會計」とあるのは「日本國有鐵道」と読み替える。

つて別段の定をした場合を除くの外、日本國有鐵道を國と、日本國有鐵道總裁を主務大臣とみなす。

- 1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。
- 2 國有鐵道事業特別會計の資産は、この法律施行の日、日本國有鐵道に引繼ぐものとする。
- 3 日本國有鐵道設立の手續、財産及び従事員の政府から日本國有鐵道への引繼その他この法律施行のために必要な事項は別に法律又は政令をもつて定める。

本國有鐵道」と読み替える。

2 勞働者災害補償保險法（昭和二十二年法律第五十號）第三條第三項の規定の適用については、日本國有鐵道の事業は、國の直營事業とみなす。

3 第一項規定により補償に要する費用は、日本國有鐵道が負擔す。

（失業保險）

第六十一條 失業保險法（昭和二十二年法律第四十六號）第七條の規定の適用については、日本國有鐵道の役員及び職員は、國に使用される者とみなす。

第六十二條 國庫は、日本國有鐵道がその役員及び職員に對し失業保險法に規定する保險給付の内容をこえる給付を行う場合には、同法に規定する給付に相當する部分につき同法第二十八條第一項に規定する國庫の負擔と同一割合によつて算定した金額を負擔する。

（他の法令の適用）

第六十三條 道路運送法（昭和二十二年法律第九十一號）、電氣事業法（昭和六年法律第六十一號）、土地收用法（明治三十三年法律第三十九號）その他の法令（國の利害に係るある訴訟についての法務總裁の權限等に關する法律昭和二十二年法律第九十四號を除く）の適用については、この法律又は別に定める法律をも



# 運輸省設置法沿革

(昭和二十四年五月三十一日  
法律第百五十七號)

## (この法律の目的)

第一條 この法律は、運輸省の所掌事務範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

## (設置)

第二條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十號)

第三條第二項の規定に基いて、運輸省を設置する。

2 運輸省の長は、運輸大臣とする。

## (運輸省の任務)

第三條 運輸省は、左に掲げる事項に関する國の行政事務を一體的に遂行する責任を負う行政機關とする。

- 一、水 運
- 二、陸 運
- 三、港 灣
- 四、船舶及び鐵道車輛その他の陸運機器(自動車の製造を除く)
- 五、船 員
- 六、運輸に關連する觀光

- 七、氣 象
- 八、倉 庫 業
- 九、海上の安全及び治安の確保
- 十、海難の審判

## (運輸省の権限)

第四條 運輸省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律(これに基く命令を含む)に従つてなされなければならない。

- 三十、日本國有鐵道を監督すること
- 三十一、國有鐵道調停委員會に對し調停を請求し、又は公共企業體仲裁委員會に對し仲裁を請求すること
- 三十二、内閣總理大臣に對し公共企業體仲裁委員會の委員の罷免を請求すること
- 三十三、日本國有鐵道の役員又は職員で司法警察職員として職務を行ふ者は指名する者を定め、及びこれらの者が司法警察職員として行ふ職務を監督すること
- 三十四、地方鐵道及び軌道を免許し、又は特許し、並

びに地方鐵道及び軌道の業務に關し、許可し、又は認可すること

三十五、鐵道財團及び軌道財團につき、抵當權の設定を認可し、且つ、これを登録すること

三十六、地方鐵道及び軌道の係員の職制及び資格を定めること

三十七、専用鐵道及び索道を免許し、及び無軌條電車の特許すること

四十四、鐵道、軌道、索道、無軌條電車、自動車運送事業、自動車運送事業及び小運送業における運賃又は料金に關し、認可し、又はその變更を命ずること

第五條 運輸省に、公共の利益を確保するため次條第一項に掲げる事項について公平且つ合理的な決定をさせるため、運輸審議會を常置する

第六條 運輸大臣は、左に掲げる事項について必要な措置をする場合には、運輸審議會にはかり、その決定を尊重して、これをしなければならない。

一、日本國有鐵道における基本的な運賃及び料金の設定若しくは變更又はこれらに關する認可

二、地方鐵道、軌道、自動車運送事業及び小運送業における基本的な運賃及び料金に關する認可又は變更の命令

五、地方鐵道の免許及び軌道の特許

六、地方鐵道の免許若しくは軌道の特許の取消又は地方鐵道若しくは軌道の營業の停止

九、日本國有鐵道が行う鐵道新線の建設、他の運輸事業の讓受、連絡船航路若しくは自動車運送事業の開始及び營業線の讓渡の許可又は認可

十、日本國有鐵道、地方鐵道及び軌道の營業線の休止又は廢止の許可

十一、地方鐵道、軌道及び自動車運送事業における會社の合併、事業の讓受若しくは讓渡又は事業の管理の委託若しくは受託の許可又は認可

十二、前各號に掲げる處分に關する訴願の裁決  
前各號に掲げる事項のうち、運輸審議會が輕微なものと認めるものについては、運輸大臣は、運輸審議會にはからずしてこれを行ふことができる。

第七條 運輸審議會は、前條第一項に掲げる事項に關し職權により、又は利害關係人の申請に基き、運輸大臣に對し、必要な勧告をすることができる。

運輸大臣は、前節の勧告を受けたときは、これを尊重して、必要な措置をとらなければならない。

第八條 運輸審議會は、委員七人をもつて組織する。

2 委員のうち一人は、運輸次官をもつて充てる。

3 運輸審議會に會長を置き、委員の互選により選任する。



- 4 會長は、會務を總理する。
- 5 運輸審議會は、あらかじめ委員のうちから、會長は事故がある場合に會長の職務を代行する者を定めて置かなければならない。
- 6 運輸次官たる委員には、次條から第十二條までの規定は適用しない。

第九條 委員は、年齢三十五年以上の者で廣い經驗と高い識見を有する者のうちから、内閣總理大臣が兩議院の同意を得て、任命する。

- 2 左の各號の一に該當する者は、委員であることができない。

一、國務大臣、國會議員又は地方公共團體の議會の議員

二、政黨の役員

3 委員は、他の政府職員の職を兼ねてはならない

第十條 委員の任期は、三年とする、但し、補缺の委員の任期は、前任者の殘任期間とする。

2 委員は、再任されることができない。

3 運輸審議會の設置後最初に任命される委員の任期は任命の際において内閣總理大臣の定めるところにより任命の日から二人ずつそれぞれ一年、二年、三年とする。

第十一條 内閣總理大臣は、委員が心身の故障のため、

第十五條 委員及び委員であつた者は、その職務に關して知ることのできた祕密を他に漏らし、又は窃用してはならない。

第十六條 運輸審議會は、第六條第一項の規定により附議された事項については、必要があると認めるときは公聽會を開くことができ、又は運輸大臣の指示若しくは運輸審議會の定める利害關係人の申請があつたときは、公聽會を開かなければならない。

第十七條 運輸審議會は、その職務を行うため、必要があると認めるときは、左の各號に掲げる事項を行うことができる。

一、公務所又は關係事業者若しくはその組織する團體その他の關係者に對し、必要な報告、情報又は資料を求めること

二、公務所又は關係事業者若しくはその組織する團體又は學識經驗ある者に必要な調査を囑託すること

三、關係人又は參考人に對し出頭を求めてその意見又は報告を徵すること

2 前項第三號の規定により出頭を求められた關係人又は參考人は、政令で定めるところにより、旅費及び手當を請求することができる。

第十八條 運輸審議會の決定は、運輸省令の定めるところにより、公にしななければならない。

職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、兩議院の同意を得て、これを罷免することができる。

第十二條 委員は、次官と同じ基礎に基く給與を受けるものとする。

2 委員は、豫算に定める金額の範囲内で旅費を受けるものとする。

第十三條 運輸審議會は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 運輸審議會の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、會長の決するところによる。

3 特定の事案につき特別の利害關係を有する委員は、運輸審議會の決議があつたときは、當該事案に係る議決に参加することができない。

4 運輸審議會は、關係官廳の職員をその會議に出席させて必要な説明を求めることができる。

5 關係官廳の長は、その職員を運輸審議會に出席させて意見を述べさせ、又は説明をさせることができる。

第十四條 委員は、運輸審議會の承認及び運輸大臣の同意のある場合を除く外、報酬のある他の職務に従事し又は商業を営みその他金錢上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

2 運輸審議會の議事規則は、運輸審議會の勸告に基づき運輸省令で定める。

3 この節に規定するものの外、運輸審議會に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

第十九條 本省に、大臣官房及び左の六局を置く。  
海運局・船舶局・船員局・港灣局・鐵道監督局・自動車局

2 大臣官房に、觀光部を置く。

3 海運局に、海運調整部を置く。

4 鐵道監督局に、國有鐵道部及び民營鐵道部を置く。

5 自動車局に、業務部及び整備部を置く。

第二十條 各局の所掌事務に關するこの節の規定は、運輸審議會の權能になんらの影響を及ぼすものではない。

2 大臣官房及び關係各局の長は、運輸審議會の要求がある場合には、その所掌に屬する事務に關し、必要な資料を提出しなければならない。

3 大臣官房及び關係各局の長は、必要があると認めるときは、運輸審議會に對しその所掌に屬する事務に關し、意見を述べることができる。

4 各局の長は、運輸大臣の指揮に従い、その所掌事務に關し、運輸審議會の決定を實行に移すため、必要な措置をとらなければならない。



第二十七條 鐵道監督局においては、左の事務をつかさどる。

- 一、日本國有鐵道の新線の建設の許可、營業線の讓渡の認可その他許可又は認可に關すること
- 二、日本國有鐵道の豫算、決算、交付金の交付及び資金の貸付その他財務に關すること
- 三、國有鐵道調停委員會に對する調停の請求又は公共企業體仲裁委員會に對する仲裁の請求に關すること
- 四、公共企業體仲裁委員會の委員の罷免の請求に關すること
- 五、鐵道司法警察に關すること
- 六、地方鐵道、軌道、專用鐵道、索道及び無軌條電車に關する免許、特許、許可又は認可に關すること
- 七、地方鐵道、軌道、索道及び無軌條電車の財務に關すること
- 八、地方鐵道及び軌道の係員の職制、服務、資格及び懲戒に關すること
- 九、地方鐵道及び軌道の買収及び補償に關すること
- 十、鐵道財團及び軌道財團に關すること
- 十一、鐵道、軌道、索道及び無軌條電車の運賃及び料金に關すること
- 十二、鐵道、軌道、索道及び無軌條電車の運輸及び運轉並びにこれらの施設及び車輛の整備に關すること

十三、鐵道、軌道、索道及び無軌條電車の安全保安に關すること

- 十四、鐵道、軌道、索道及び無軌條電車の勞務に關すること
  - 十五、鐵道、軌道、索道及び無軌條電車の用に供する車輛、信號保安裝置その他の陸運機器の生産、流通及び消費の増進改善及び調整に關すること
  - 十六、前各號に掲げるものの外、鐵道、軌道、索道及び無軌條電車の發達、改善及び調整に關すること
- 2 鐵道監督局においては、前項に掲げるものの外、臨時の事務として左の事務をつかさどる。
- 一、鐵道、軌道、索道及び無軌條電車に従事する者の勞需物資に關すること
  - 二、臨時物資需給調整法に基く鐵道、軌道、索道及び無軌條電車の輸送の調整に關すること
  - 三、鐵道、軌道、索道及び無軌條電車の用に供する指定生産資材等の割當及び監査に關すること
  - 四、鐵道、軌道、索道及び無軌條電車の用に供する車輛、信號保安裝置その他の陸運機器の用に供する指定生産資材等の割當及び監督に關すること
- 3 國有鐵道部においては、第一項第一號から第五號までに掲げる事務並びに第一項第十一號から第十四號までに、第十六號及び第二項第一號及び第三號に掲げる事務のうち日本國有鐵道以外のものに關する事務をつかさどる。

務のうち日本國有鐵道に關する事務を、民營鐵道部においては第一項第六號から第十號までに掲げる事務並びに第一項第十一號から第十四號まで、第十六號及び

運輸省組織規程拔萃

第三十八條 鐵道監督局に、左の區分により二課を置く

外、國有鐵道部に五課及び民營鐵道部に五課を置く。

- 總務課
- 車輛課
- 國有鐵道部
  - 民營鐵道部
  - 財政課
  - 監理課
  - 勞政課
  - 財務課
  - 業務課
  - 運轉車輛課
  - 保安課
  - 技術課
  - 施設課
  - 資材課

第三十九條 總務課においては、左の事務をつかさどる

- 一、局の所掌に屬する事務の總合整理に關すること
- 二、局の所掌に屬する事務に關する統計及び調査の總合調整に關すること
- 三、臨時物資需給調整法に基く鐵道、軌道、索道及び無軌條電車の輸送調整に關すること

第二項第一號及び第三號に掲げる事務のうち日本國有鐵道以外のものに關する事務をつかさどる。

(昭和二十四年六月十四日 運輸省令第二十一號)

第四十條 車輛課においては、左の事務をつかさどる。

- 一、鐵道、軌道、索道及び無軌條電車の用に供する車輛信號保安裝置その他の陸運機器の製造及び修理事業の發達改善及び調整に關すること
- 二、鐵道、軌道、索道及び無軌條電車の用に供する車輛、信號保安裝置その他の陸運機器の製造及び修理事業の財務に關すること
- 三、鐵道、軌道、索道及び無軌條電車の用に供する車輛、信號保安裝置その他の陸運機器の製造及び修理事業の設備及び電力に關すること
- 四、鐵道、軌道、索道及び無軌條電車の用に供する車輛、信號保安裝置その他の陸運機器の製造及び修理事業の勞務及び勞需物資に關すること
- 五、鐵道、軌道、索道及び無軌條電車の用に供する車輛、信號保安裝置その他の陸運機器の製造及び修理



事業の事業用及び設備用の資材の需給調整割當及び  
監査に關すること

六、輸送車輛に關すること

第四十一條 國有鐵道部財政課においては、左の事業を  
つかさどる。

一、部の所掌に屬する事務の綜合整理に關すること

二、日本國有鐵道の豫算に關すること

三、日本國有鐵道の決算に關すること

四、日本國有鐵道の交付金及び借入金に關すること

五、前各號に掲げるものの外、日本國有鐵道の會計及  
び財務に關すること

六、日本國有鐵道の會計法規に關すること

七、日本國有鐵道の用に供する資材の需給調整に關す  
ること

八、日本國有鐵道に附帶する事情の用に供する資材の  
需給調整、割當及び監査に關すること

九、部内の他課に屬さない事務に關すること

第四十二條 國有鐵道部勞政課においては、左の事務を  
つかさどる。

一、國有鐵道調停委員會に對する調停の請求及び公共  
企業體仲裁委員會に對する仲裁の請求に關すること

二、公共企業體仲裁委員會の委員の罷免の請求に關す  
ること

八、鐵道司法警察の監督及び鐵道司法警察職員の指名  
に關すること

九、日本國有鐵道の事業用通信の運用に關すること

十、日本國有鐵道の鐵道及び自動車の運輸の監督及び  
指導に關すること

第四十四條 國有鐵道部保安課においては、左の事務を  
つかさどる。

一、日本國有鐵道の運轉の保安に關すること

二、日本國有鐵道の運轉事故に關すること

三、日本國有鐵道の鐵道車輛及び機械の重要な規格に  
關すること

四、日本國有鐵道の鐵道車輛及び機械の検査及び修繕  
の監督に關すること

五、日本國有鐵道の鐵道車輛及び機械の技術上の審査  
に關すること

第四十五條 國有鐵道部施設課においては、左の事務を  
つかさどる。

一、日本國有鐵道の鐵道新線及び重要施設の技術上の  
計畫に關すること

二、日本國有鐵道の施設の重要な規格に關すること

三、日本國有鐵道の施設の規程に關すること

四、日本國有鐵道の施設の技術上の審査及び指導に關  
すること

三、日本國有鐵道の勞働組合の組織、運営及び活動に  
關する資料の収集に關すること

四、日本國有鐵道の職員の勞働條件の調査及び指導に  
關すること

五、日本國有鐵道の勞働物資の需給調整に關すること

六、日本國有鐵道の職員の保健及び福祉に關する調査  
及び指導に關すること

第四十三條 國有鐵道部業務課においては、左の事項を  
つかさどる。

一、日本國有鐵道が行う鐵道新線の建設の許可及び他  
の運輸事業の讓受の認可に關すること

二、日本國有鐵道に關連する連絡船航路又は自動車運  
送事業の開始の許可に關すること

三、日本國有鐵道の營業線の休止及び廢止の許可に關  
すること

四、日本國有鐵道の鐵道（連絡船を含む。以下本條中  
同じ）及び自動車の輸送計畫に關すること

五、日本國有鐵道の鐵道及び自動車の運賃及び料金に  
關すること

六、日本國有鐵道の鐵道及び自動車と他の運輸事業と  
の連絡運輸に關すること

七、日本國有鐵道の船舶の新造計畫及び改良計畫に關  
すること


五、日本國有鐵道の電化及び電源開發の技術上の計畫  
に關すること

六、日本國有鐵道の電力の需給の計畫に關すること

附 則

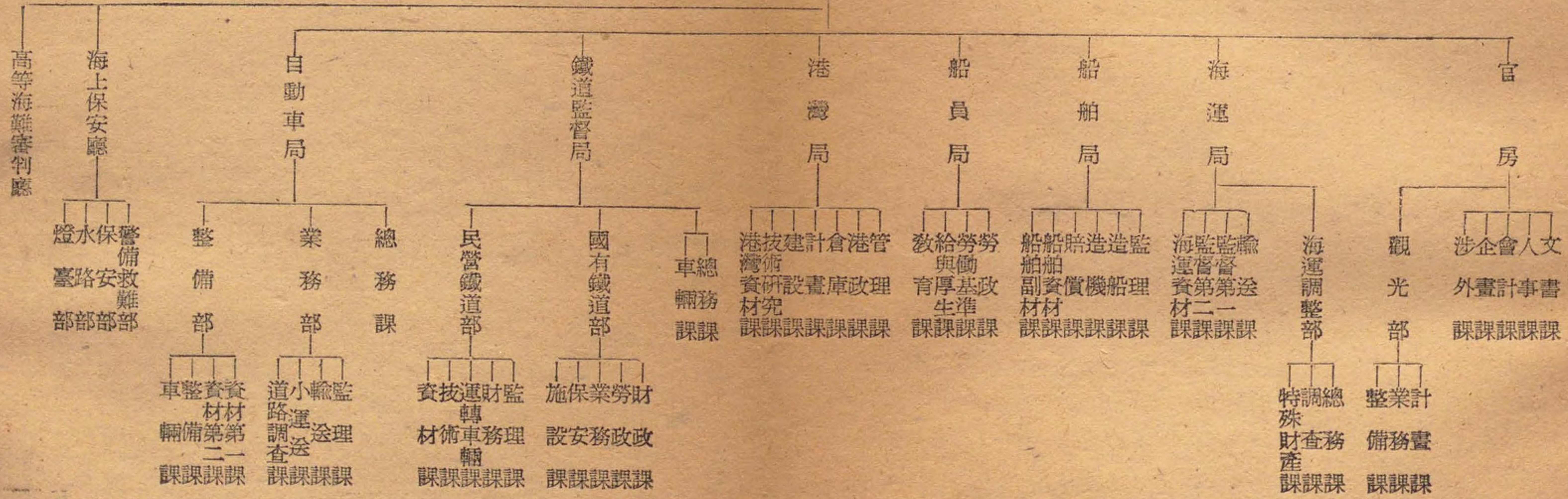
この省令は、公布の日から施行し、昭和二十四年六月  
一日から適用する。








運輸大臣









服

務



# 公共企業體勞動關係法

(昭和二十三年十二月二十日  
法律第二五七號)

## 目次

第一章 總	則(第一條—第三條)……………	六
第二章 職員の組合(第四條—第七條)……………	九	
第三章 團體交渉及び交渉委員の指名(第八條—第十六條)……………	一六	
第四章 争議行爲(第十七條、第十八條)……………	二二	
第五章 苦情及び紛争の調整並びに調停(第十九條—第二十五條)……………	二五	
第六章 仲	裁(第二十六條—第三十七條)……………	三三
第七章 雜	則(第三十八條)……………	三六



第一章 總 則

(目的及び関係者の義務)

第一條 この法律は、公共企業體の職員の労働條件に關する苦情又は紛争の友好的且平和調整を圖るよう團體交渉の慣行と手續とを確立することによつて、公共企業體の正常な運営を最大限に確保し、もつて公共の福祉を増進し、擁護することを目的とする。

2 國家の經濟と國民の福祉に對する公共企業體の重要性にかんがみ、この法律で定める手續に關與する關係者は、經濟的紛争をできるだけ防止し、且つ、主張の不一致を友好的に調整するために最大限の努力を盡さなければならぬ。

(定 義)

第二條 この法律において「公共企業體」とは、左に掲げるものをいう。

- 一 日本國有鐵道
- 二 日本專賣公社

2 この法律において「職員」とは、常時公共企業體に勤務して一定の報酬を受ける者であつて、役員及び二箇月以内の期間を定めて雇用される者以外のものをいふ。

(適用範圍)

第三條 公共企業體の職員に關する労働組合(以下組合という)並びに労働關係及びその調整については、この法律の定めるところによりこの法律に定めのないものについては、労働組合法(昭和二十年法律第五十一號)(第十一條、第十二條及び第二十四條から第三十七條までの規定を除く)の定めるところによる。

第二章 職員の組合

(職員の團結權)

第四條 職員は、組合を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。但し、管理又は監督の地位にある者及び秘密の事務を取扱う者は、組合を結成し、又はこれに加入することができない。

2 前項但書に規定する者の範圍は、政令で定める。  
3 公共企業體の職員でなければ、その公共企業體の職員の組合の組合員、又はその役員となることができない。

(不平等取扱の禁止)

第五條 公共企業體は、組合員であること、又は組合のために正當な活動をしたことをもつて、職員として雇

(團體交渉の範圍)

第八條 公共企業體の管理及び運営に關する事項は、團體交渉の對象とすることができない。

2 第四條の規定により組合に加入できない者以外の職員に關する左に掲げる事項は、團體交渉の對象としこれに關し労働協約を締結することを妨げない。

- 一 賃金、労働時間及び労働條件
- 二 就業規則
- 三 時間外割増賃金
- 四 休日及休暇
- 五 懲戒規則並びに昇職、轉職、免職、休停職及び先任の基準に關する規則
- 六 苦情處理機關
- 七 安全
- 八 労働協約の終期、更新及び延長

(交渉委員)

第九條 團體交渉は、もつばら、公共企業體を代表する交渉委員とその公共企業體の職員を代表する交渉委員とにより行ふ。

2 交渉委員の最大限の數及びその機能は、政令で定める。

(團體交渉を行ふに適當な單位の決定)

第三章 團體交渉及び交渉委員

の指名

(専従職員)

第七條 公共企業體は、その定める一定數を限り、その職員が組合の役員としてもつばら組合の事務に従事することを許可することができる。この場合においてはいかなる給與も支給してはならない。

(組合規約の必要事項)

第六條 組合は、その規約に、無記名投票による役員選舉及び組合員に會計報告をなせしめるための公正な外部の監査人による組合資金の定期的監査の規定を設けなければこの法律に定める權利を受け、手續に參與することはできない。且つ、組合規約にはその組合員が適當な期間ごとに、會計報告を要求することができる旨を規定しなければならない。

2 公共企業體は、その職員が組合に加入しないこと、又は組合から脱退することを雇用條件としてはならない。

い入れず、又は不利益な取扱をなし、若しくは解雇してはならない。職員は、組合に加入しなかつたことをもつていかなる不利益な取扱も受けない。

い入れず、又は不利益な取扱をなし、若しくは解雇してはならない。職員は、組合に加入しなかつたことをもつていかなる不利益な取扱も受けない。

(専従職員)

第七條 公共企業體は、その定める一定數を限り、その職員が組合の役員としてもつばら組合の事務に従事することを許可することができる。この場合においてはいかなる給與も支給してはならない。



第十條 公共企業體とその職員又はその組合は、協議により團體交渉を行うに適當な單位（以下單位という）を決定しなければならない。

2 公共企業體とその職員又はその組合は毎年一月三十一日までに労働大臣に前項の單位を届け出なければならぬ。

（職員を代表する交渉委員の選出）

第十一條 公共企業體の職員を代表する主なる組合は、その組合員以外の代表者と協議して交渉委員を指名し毎年二月二十五日までに労働大臣に届け出なければならぬ。交渉委員（交渉委員辭任の場合の補缺者を含む）は公共企業體の總ての職員を代表する排他的代表者である。この代表者が選出され得なかつたときは、左の條項が適用されるものとする。組合と他の職員の代表者が交渉委員の指名に参加する適當な組合の代表者について意見が一致しないか、又はその他の理由によつて二月二十五日までに交渉委員を選出することができなかつたときは労働大臣は、交渉委員がこの法律によつて定められる基準によつて選出されるために三十日以内に必要な措置をしなければならぬ。この目的のために、労働大臣は左のことを決定するものとする。

第十二條 公共企業體の職員、又はその組合で前條の交渉委員の指名について異議のあるものは、その指定後五日以内に労働大臣に對し、異議の申立をすることができる。

2 前項の異議の申立及び解決の手續は、政令で定める。

（公共企業體を代表する交渉委員の選出）

第十三條 公共企業體は、交渉委員（交渉委員辭任のときの後任者を含む）を決定し毎年二月二十五日までに労働大臣に通知しなければならない。

（交渉委員の證明及びその任期）

第十四條 労働大臣は、關係者の請求があるときは、交渉委員であることの證明書を交付しなければならない。

2 交渉委員の任期は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。但し、補缺委員は、前任者の殘任期間その職務を行う。

（團體交渉の回数）

第十五條 公共企業體及び職員を代表する交渉委員の會合は、一方の請求があれば開くことができる。但し、その會合は毎年少くとも一回賃金その他雇用の基礎的條件に關する事項を具體化した成文の労働協約を締結する目的をもつて開かなければならぬ。

（資金の追加支出に對する國會の承認の要件）

一 職員のかかる單位が團體交渉を行うに適當であるか

二 指定された單位の中でいかなる組合又は他の職員の代表者が交渉委員の最終的選出に参加すべきであるか

三 組合又は他の職員の代表者による交渉委員の最終的選出の投票手續、この投票手續には、投票に参加する組合又は他の職員の集團の職種と數的勢力に適當な考慮が拂われなければならない

2 前項第一號の決定を行つたときは、労働大臣は單位の職員がその職種、資格、經驗、義務、賃金、労働時間及びその他の労働條件において利害を同一にするように考慮を拂わなければならない。

3 第一項第二號の決定を行うときは、労働大臣は、特別の事情があると認めるときは、職員多數の希望を確めるために、職員に無記名投票による選挙を命じ、これを管理することができる。この選挙における有権者の指定に關する事項、選挙日に關する適當なる注意事項の決定、適當なる投票所の選定、選挙監視者の任命、並びに迅速な、正確な、忠實な投票の計算の保障等選挙の管理に關する事項は政令で定める。

（異議の申立）

第十六條 公共企業體の豫算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とするいかなる協定も、政府を拘束するものではない。又國會によつて所定の行爲がなされるまではそのような協定に基いていかなる資金といえども支出してはならない。

2 前項の協定をなしたときは、政府は、その締結後十日以内に、これを國會に付議してその承認を求めなければならない。但し、國會が閉會中のときは、國會召集後五日以内に付議しなければならない。國會による承認があつたときは、この協定は、それに記載された日附にさかのぼつて効力を發生するものとする。

#### 第四章 爭議行爲

（爭議行爲の禁止）

第十七條 職員及びその組合は、同盟罷業、怠業、その他業務の正常な運営を阻害する一切の行爲をすることができない。又職員は、このような禁止された行爲を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。

2 公共企業體は、作業所閉鎖をしてはならない。

（第十七條に違反した職員の身分）

第十八條 前條の規定に違反する行爲をした職員は、この法律によつて有する一切の權利を失ひ、且つ、解雇



されるものとする。

### 第五章 苦情及び紛争の調整並びに調停

#### (苦情處理共同調整會議)

第十九條 苦情處理共同調整會議は、公共企業體の代表者二名と職員代表者二名とをもつて構成し、第十條又は第十一條に基いて指定された各單位ごとに設置する。苦情處理共同調整會議は、日常の作業條件から起る職員の苦情を適當に解決しなければならない。

2 苦情處理共同調整會議の權限及び運用の細目は、公共企業體と職員との交渉委員の間の交渉で定める。

#### (調停委員會)

第二十條 日本國有鐵道とその職員との間の苦情及び紛争の調停は、國有鐵道調停委員會が、日本專賣公社とその職員との間の苦情及び紛争の調停は專賣公社調停委員會が行ふ。

2 國有鐵道調停委員會及び專賣公社調停委員會は、それぞれ中央に置かれる委員會(以下中央調停委員會という)と地方に置かれる委員會(以下地方調停委員會という)とする。

3 地方調停委員會の名稱、位置及び管轄區域は、中央

調停委員會の勸告に基いて、政令で定める。

4 地方調停委員會は、その管轄區域内の事務を、中央調停委員會は、二區域以上に係る事務及び地方調停委員會が調停をなし得なかつた事業に係る事務をつかさどる。

5 中央調停委員會は、それぞれ地方調停委員會から報告を徴し、その事務處理に必要な指示をすることができらる。

#### (委員)

第二十一條 各調停委員會は、三名の委員によつて構成される。

2 前項の委員は、左の各號により選出された委員の候補者について、内閣總理大臣が委嘱する。

一 公共企業體及び職員を代表する交渉委員は、それぞれ委員の候補者として推薦すべき者の名簿を作成し、相互にこれを交換する

二 公共企業體の交渉委員は、職員又はその組合から提出した名簿の中から委員の候補者一名を、職員の交渉委員は、公共企業體の提出した名簿の中から委員の候補者一名をそれぞれ選出する

三 前號の規定により選出された二名の委員の候補者は、協議して第三の委員の候補者を選出する

四 前二號の委員の候補者の決定に當つては、各々一名の補缺候補者をあわせ選出しなければならない

五 公共企業體及び職員の交渉委員は、前四號により選出された委員の候補者及び補缺候補者の名簿を毎年三月二十五日までに内閣總理大臣に提出しなければならない

3 調停委員會の委員の任期は、一年とする。但し、再任を妨げない。

4 調停委員會の委員は、旅費その他職務の遂行に伴う實費を受けるものとする、又政令の定める手當を受けらる。

#### (委員長)

第二十二條 調停委員會に、委員の互選により委員長を置く。

2 委員長は、委員會の事務を統理し、委員會を代表する。

#### (事務局)

第二十三條 調停委員會に、その事務を整理するため、事務局を置く。

#### (調停の開始)

第二十四條 調停委員會は、左の各號の一に該當する場合に調停を行う。

一 關係當事者の双方が調停の申請をしたとき

二 關係當事者の一方又は双方が労働協約の定に基いて調停の申請をしたとき

三 關係當事者の一方が調停の申請をなし調停委員會が調停を行う必要があると決議したとき

四 調停委員會が職權に基いて調停を行う必要があると決議したとき

五 日本國有鐵道の労働關係に關しては運輸大臣又は労働大臣、日本專賣公社の労働關係に關しては大藏大臣又は労働大臣が調停委員會に調停の請求をしたとき

#### (手續及び管理に關する事項)

第二十五條 この章に規定するものの外、調停委員會に關して必要な事項は、政令で定める。

### 第六章 仲裁

#### (公共企業體仲裁委員會)

第二十六條 内閣總理大臣の委嘱する三名の委員をもつて構成する公共企業體仲裁委員會(以下仲裁委員會という)を設ける。

2 労働組合法の定める中央労働委員會及び船員中央労働委員會の會長(以下推薦委員という)は仲裁委員會



の委員の候補豫定者十二名を選出し、その名簿を公共企業體及びその職員を代表する交渉委員に對し提示する。これらの交渉委員は、仲裁委員會を構成すべき三名の候補者及び同数の補缺候補者を選出し、同意の上内閣總理大臣に報告しなければならぬ。

3 前項の同意が三十日以内になされるときは、推薦委員は、自ら三名の候補者及び同数の補缺者を決定して内閣總理大臣に報告しなければならぬ。

4 内閣總理大臣は、第二項又は前項の報告に基いて仲裁委員會の委員を委嘱する。

(委員の缺格條件)

第二十七條 左の各號の一に該當する者は、仲裁委員會の委員であることができない。

一 禁治産若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁こ以上の刑に處せられた者

三 國會又は地方公共團體の議會の議員

四 政黨の役員(委嘱の日以前一年の間にその地位にあつた者を含む)

五 公共企業體に對し物品の納入又はその工事の請負を業とする者(委嘱の日以前一年の間にこのような地位にあつた者を含む)

六 公共企業體の役員及職員

(委員の任期)

第二十八條 仲裁委員會の委員の任期は、三年とする。但し、補缺の委員は、前任者の残任期間その職務を行う。委員は、再任することができる。

(委員の罷免)

第二十九條 労働大臣又は運輸大臣若しくは大藏大臣は委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認められる場合、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、内閣總理大臣に對して委員の罷免を求めることができる。

2 前項の要求があつた場合において、内閣總理大臣はその要求が妥當であると認めるときは、その委員を罷免して、補缺候補者を委員に委嘱することができる。

内閣總理大臣はその他の理由により委員が委員たるに適しないと認めるときも同様の措置をとることができる。

(委員長)

第三十條 仲裁委員會に、委員の互選により委員長を置く。

2 委員長は、仲裁委員會の事務を統理し、委員會を代表する。

(事務局)

第三十一條 仲裁委員會にその事務を整理するため、事務局を置く。

(規則制定權)

第三十二條 仲裁委員會は、仲裁の手續その他事務處理に關する事項に關し、規則を定めることができる。

(仲裁の範圍)

第三十三條 本章に定める仲裁手續は、第八條に定める團體交渉の對象たるべき事項であつて、第三章に定める團體交渉手續又は第五章に定める調停手續によつて解決し得ない總ての問題について行われる。仲裁は、労働協約の條項の解釋及び労働基準法(昭和二十二年法律第四十九號)第三十六條の規定による協定に關して生ずる紛争についても行われるものとする。

(仲裁の開始)

第三十四條 仲裁委員會は、左の各號の一に該當する場合に仲裁を行う。

一 關係當事者の双方から仲裁委員會に仲裁の申請がなされたとき

二 關係當事者の双方又は一方から労働協約の定により仲裁委員會に仲裁の申請がなされたとき

三 調停委員會の委員の過半数の決議により、その委

員會において調停中の紛争について仲裁委員會に仲裁の請求がなされたとき

四 二箇月以内に調停が成立しなかつたとき

五 運輸大臣若しくは大藏大臣又は労働大臣が仲裁委員會に仲裁の請求をしたとき

(仲裁委員會の裁定)

第三十五條 仲裁委員會の裁定に對しては、當事者双方とも最終的決定としてこれに服従しなければならない。但し、第十六條に規定する事項について裁定の行われたときは、同條の定めるところによる。

(仲裁委員會の指示)

第三十六條 仲裁委員會が第五條違反の行爲があると決定したときは、その公共企業體に對しその行爲の取消を命ずることができる。

(準用規定)

第三十七條 労働組合法第二十八條から第三十一條まで及び第三十四條から第三十七條まで並びに労働關係調整法(昭和二十一年法律第二十五號)第三十二條、第三十三條及び第四十三條の規定は、仲裁委員會に關して準用する。

2 この章に規定するものの外、仲裁委員會に關して必要な事項は、政令で定める。



## 第七章 雜 則

## (行政権限)

第三十八條 この法律に特別の定のあるものを除き、この法律の運用及び施行は、労働省がつかさどるものとする。

## 附 則

- 1 この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。
- 2 公共企業體の設定後最初に委嘱された仲裁委員會の委員の任期は、内閣總理大臣の定めるところにより、各一年、二年、三年とする。
- 3 労働組合法第五條、第六條、第八條及び第十九條第二項に規定する行政官廳の権限並びに同法第十五條に規定する労働委員會の権限は、労働大臣が行う。この場合において、同法第六條及び第八條に定める労働委員會の決議は、要しないものとする。

## 公共企業體労働關係法の施行に関する法律

(昭和二十四年  
法律第八十三號)

## (職員の團體の経過措置)

第一條 公共企業體労働關係法(昭和二十三年法律第二百五十七號)(以下「法」という)施行の際法第二條第二項の職員(以下「職員」という)となるべき者を主たる構成員とする團體であつて現に存し、且つ、労働組合法(昭和二十年法律第五十一號)第二條に規定する要件を備えるものは、法施行の際法の適用を受ける労働組合(以下「組合」という)となり、引き續き存続するものとする。

2 前項の規定により法人として存続する團體及び同項の規定に該當しない團體であつて法人であつたものの登記その他必要な事項は、政令で定める。

3 第一項の團體の構成員であつて法施行の際職員とならない者は、法施行の際その團體を脱退したものとす

4 第一項の規定によつて組合となつたものの代表者は昭和二十四年六月三十日までに労働大臣に對しその規約並びに役員住所及び氏名を届け出なければならな

第二條 前項第一項の規定によつて組合となつたものについては、昭和二十四年六月三十日までは、その規約が法第六條に規定する要件を備えない場合であつても法に定める権利を受け、手續に參與することができる。

## (單位及び交渉委員に関する経過措置)

第三條 法第十條第二項の適用については、「一月三十一日」とあるのを昭和二十四年においては「六月二十日」とする。

2 法第十一條第一項及び法第十三條の規定の適用については、「二月二十五日」とあるのを昭和二十四年においては「七月十日」とする。

3 法施行後最初の交渉委員の任期は、法第十四條第二項の規定にかかわらず、法第十一條第一項の届出若しくは法第十三條の通知のあつた日又は法第十一條第一項の規定に基いて労働大臣の行方措置により交渉委員が選出された日から昭和二十五年三月三十一日までとする。



## (調停委員会に關する経過措置)

第四條 法第二十一條第二項第五號の規定の適用については、「三月二十五日」とあるを昭和二十四年においては、中央に置かれる國有鐵道調停委員會及び專賣公社調停委員會に關しては「政令の定める日」とする。

2 法施行後最初に委嘱される國有鐵道調停委員會及び專賣公社調停委員會の委員の任期は、法第二十一條第三項の規定にかかわらず、委嘱の日から昭和二十五年三月三十一日までとする。

3 地方に置かれる調停委員會が設置されるまでは、法第二十條第四項の規定にかかわらず、日本國有鐵道とその職員との間の苦情及び紛争の調停は中央に置かれる國有鐵道調停委員會が、日本專賣公社とその職員との間の苦情及び紛争の調停は中央に置かれる專賣公社調停委員會がつかさどる。

## (團體交渉の経過措置)

第五條 法施行後最初の交渉委員が決定するまでは、公共企業體とその組合は、法第九條第一項の規定にかかわらず、交渉委員でない者により團體交渉を行うことができる。

(調停委員會の委員及び公共企業體仲裁委員についての國家公務員法の適用)

## 第六條 國家公務員法(昭和二十二年法律第二十號)

の規定は、第九十九條並びに第百條及び同條に係る副則の規定を除く外、國有鐵道調停委員會の委員、專賣公社調停委員會の委員及び公共企業體仲裁委員會の委員には適用しない。

## (労働大臣の権限の委任)

第七條 労働大臣は、法の規定によりその権限に屬する事務(調停及び仲裁に係るものを除く)であつて一都道府縣に係るものの一부를當該都道府縣知事に行わせることができる。

## (手當及び費用辨償)

第八條 公共企業體仲裁委員會の委員は、政令の定める手當を受けるものとする。

2 公共企業體仲裁委員會の委員及び公共企業體仲裁委員會の行う事務のため、出頭を求められた當事者以外の者は、政令の定めるところにより費用の辨償を受ける。

## 附 則

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

## 日本國有鐵道職員服務規程

## (服務の根本基準)

第一條 日本國有鐵道の職員(以下職員という)は、自己の本分を守り、所屬上長の命令に服し、法規令達に従い、誠實に職務を行わなければならない。

第二條 職員は、職務上必要とする知識技能を會得上達するように努めなければならない。

第三條 職員は、社會に奉仕する心得をもつて、常に業務の安全便益を圖り、旅客・荷主及び公衆に對する取扱の公正を期さなければならない。

第四條 職員は、職務を行うに際し、その内外を問わず親切丁寧を旨とし、いやしくも、禮儀を失う行いがあつてはならない。

第五條 職員は、職務を行うに際しては、迅速正確を旨として、常に關係員相互間の連絡を圖り、協力しなければならぬ。

第六條 職員は、擔當業務の緩急輕重を考え、適切な處理をするよう努めるとともに、期間若しくは期日の定めあるものについては、これを嚴守するように心掛け

なければならない。

第七條 職員は、みだりに缺勤遅刻あるいは早退し、又は所屬上長の許可を得ないで、職務上の居住地又は執務場所を離れ、若しくは執務時間を變更し、職務を交換してはならない。

## (職務上の秘密を守る義務)

第八條 職員は、自己の職務に關する機密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様である。

第九條 職員は、職務上の未發の文書を他人に漏らしてはならない。

## (信用失墜行為の禁止)

第十條 職員は、所屬上長の許可を得た場合の外は、職務に關して部外者から報酬その他何等の名義にかかわらず、金錢物品その他の利益を受けてはならない。

第十一條 職員は、職務に關して所屬職員から金錢物品その他の利益を受けてはならない。

## (他の業務の關與制限)

第十二條 職員は、所屬上長の許可を得た場合を除いて



は、本職の外に報酬を得て他の業務に従事し、又は商業を営んではならない。

(事故防止並びに緊急措置の義務)

第十三條 職員は、その職務に關すると關しないにかかわらず、火氣の取扱に注意しなければならない。

第十四條 職員は、擔當の業務に關し、事故をひき起させないように努めなければならない。

第十五條 職員は、事故の發生したときは、これに對する應急處置、救護復舊のための應募連絡、原因の調査關係箇所に対する報告等、機宜の處置について敏速、果斷、細心を旨とし、萬事遺漏のないようにしなければならない。

第十六條 職員は、自己の權限に屬する事項であると委任せられた事項であるにもかかわらず、重大又は異例と認める場合は、所屬上長の指揮を受けなければならない。

第十七條 職員は、自己の擔當業務に屬しない事項でも火急の場合であつて、且つ、所屬上長の指揮を待つ暇のないと認めるときは、臨機の處理をしなければならぬ。但し、その取扱について、特別の制限又は資格を要する場合には、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、事後直ちに所屬上長に

第二十二條 職員は、その關係する建造物、車輛、機械その他の一般施設物の整備取扱に注意し、破損亡失のないように努めなければならない。

第二十三條 職員は、職務上携帯する時計を常に齊正しなければならない。

2 執務場所その他構内各所に備付の時計の齊正についても前項と同様とする。

(執務場所の秩序保持)

第二十四條 職員は、みだりに他人をして執務場所に立ち入らせてはならない。

(事務引継方法)

第二十五條 職員は、勤務の交代に當つては、規定の定めるところにより、規定の定めない場合には、帳簿口頭その他の適當な方法により、これを詳細に引き継がないければならない。

(衛生及び保健上の注意義務)

第二十六條 職員は、自他の衛生に關し、特に次の事項について注意しなければならない。

- 一 執務場所その他の關係箇所の清潔を保つこと
- 二 流行若しくは傳染性疾患に對する豫防消毒及び早期療養に努めること

第二十七條 職員は、常に身心の休養に注意し、殊に徹

その旨を報告し、又は正當な擔務者に引き継がなければならない。

(施設備品等の整備と取扱の注意義務)

第十八條 職員は、現金、物品の保管、取扱使用に關しては、別に定める法規令達により、殊にその貯藏、保管、出納、受授に關しては、常に帳簿その他の證據書類と現金、物品とを對照整理して、過不足のないようにしなければならない。

第十九條 職員は、所要材料品及び消耗品の使用に關して、特に次の事項に注意しなければならない。

- 一 努めて節約を圖ること
- 二 貯藏を要する場合には、その數量を適當ならしめること
- 三 過剩又は不用品のあるときは、請求の調節、返納轉用等機宜の方法を講ずること

第二十條 職員は、その取扱使用に係る備品の整理保存に注意し、殊に器具機械類については、時々これを検査若しくは試用してその完全なことを期さなければならない。

第二十一條 職員は、その取扱に係る文書法規類の整理に注意し、殊に公文書の保管場所を定めてこれを明示して置かなければならない。

夜その他特殊の勤務に服する者は、非番日その他の休養時間をらん用しないように努めなければならない。

(兼務又は代務者の服務)

第二十八條 職員が他の職務を兼務し又は代務するときには、當該職員に關する服務規定によるものとする。

(特殊勤務者の服務)

第二十九條 職員は、その服務に關して特別の規定のある場合には、當該規定により、當該規定のない場合又は當該規定にてい觸しない條項に限り、この規程によるものとする。

(上長の服務)

第三十條 上長は、服務に關して、常に所屬員の模範となり、所屬員を指導訓練して、前各條の規定を遵守履行させるように努めなければならない。

第三十一條 上長は、所屬員の勤務をあん排し、適當に事務又は作業の分擔を定め、所屬員の負擔をできる限り公平均等にするよう努めなければならない。

第三十二條 上長は、所屬員の職務を監督し、その適否勤怠、功過について常に公正な判斷を持つて、配置、進退、賞罰の適切を期さなければならない。

第三十三條 上長は、所屬員に、關係法規令達類を會得させ、殊に日々執務上必要な令達は、適切な方法によ



り、これを熟知させるように努めなければならない。

第三十四條 上長は、時々所屬員の保管する未決又は未發の文書報告類を點檢し、内容の緩急輕重によつて、機宜の指示を與えるなど、常に義務の進行を圓滑にするように努めなければならない。

第三十五條 上長は、事務又は作業の繁閑を考え、必要に應じて所屬員を相互に融通し、配置上無駄のないように努めなければならない。

第三十六條 上長は、専任の擔務者のない場合又は擔務中に缺員、缺勤のあるときは、他の擔務者をしてその職務を兼務又は代務させ又は自らこれを處理しなければならない。

第三十七條 上長は、前二條の規定にかかわらず、所屬上長の許可のある場合の外は他の規定により、取扱者に制限あるもの又はその採用に特別の資格を要する職務に他の職員を充當してはならない。但し、事故その他火急を要する一時的例外的場合であつて、所屬長の許可を受ける暇がなく、しかも業務上支障がないと認めるときは、この限りでない。

第三十八條 上長は、所屬員に傳染病患者の發生した場合には、直ちに關係箇所を報告し、消毒、隔離、遮斷等機宜の處置を講じなければならない。

附則

この達は、昭和二十四年六月一日から適用する。

日本國有鐵道職員勤務及び休暇規程

昭和二十二年五月二日	達第二百四十二號
昭和二十三年九月	達第四百八十一號
昭和二十三年九月	達第四百八十七號
昭和二十三年十一月	達第五百零七號
昭和二十四年三月二十五日	達第四百四十三號

總則

第一條 日本國有鐵道職員（日勤臨時職員を含む）の勤務及び休暇はこの規程の定めるところによる。

第一章 勤務一般

第二條 職員は定刻までに出勤し、自ら出勤簿又は出務表に捺印すること。

時刻記録器（タイムレコーダー）を設備する場合、その他特別の事由あるときは、本廳及び鐵道教習所等では日本國有鐵道總裁、鐵道局以下では鐵道局長の承認をえて前項によらないことができる。

第三條 出勤定刻後に出勤した者は所屬長にその理由を届け出ること。但し、第六條第十三號の場合におけ

る所屬長は、官房各課及び本廳各局にありては、これを官房人事課長とする。

【註】 所屬長とは、官房各課長、本廳各局長、地方施設部等の部長、鐵道教習所長、鐵道技術研究所長及び鐵道局長をいう。以下これに同じ。

第四條 勤務時間中に早退しようとする者は、所屬長の承認をうけること。

第五條 病氣その他の事故で、出勤できない場合は速かに所屬長に届け出ること。

あらかじめ知ることのできる事故で缺勤する場合はその前に所屬長に届け出で、その承認をうけること。病氣缺勤が繼續して、五日を超えるときは、休養見込期間を記載した醫師の診斷書を添えて届け出ること。休養見込期間經過後なお缺勤しなければならない



ときは、更にこの手續をとること。

第六條 職員が次の各號の一に該當する事由により勤務しない場合（運參、早退等の一部欠勤の場合を含む）は、その日が公休日でない限り、これを勤務したものとみなす。

- 一 休日。但し、當日勤務を要する職員が、以下各號以外の事由により勤務しない場合を除く
- 二 非番日
- 三 年次有給休暇日
- 四 職務上の傷病又は疾病のための、醫師の證明に基づき、所屬長において必要と認める日又は時間の欠勤
- 五 出張中の病氣のための、醫師の證明に基づき所屬長において必要と認める日の欠勤
- 六 勤務能率の發揮又は増進のため、所屬長において計畫し、且つ、實施する職員の教育、訓練、保健、元氣回復、安全保持及び厚生に關する行事に参加するため、所屬長において必要と認める時間の欠勤
- 七 事務又は事業の運営上の必要に基き、事務又は事業の全部又は一部停止の場合において、所屬長において必要と認める時間の欠勤（颯風の來襲等に因る事故發生の防止のための措置を含む）
- 八 選挙權その他公民としての權利行使のために要する、所屬長において必要と認める時間の欠勤

こゝへはできない

【註】一、この規定で休日とは、明治六年太政官布告第二號の休暇日及び昭和二十三年法律第七十八號による休日を含む。この規定の各號中期間を定める場合及び所屬長において、必要と認める期間を定める場合において、その期間中に公休日及びこの規定各號中の他の規定があつても、その期間には影響しない。

第九號別表

忌引日數表

配 偶 者	死亡した者	日	數
一親等の直系尊族（父母）	一親等の直系尊族（父母）	十日	
一親等の直系尊族（子）	血族七日 姻族三日		
二親等の直系尊族（祖父母）	四日	一日	
二親等の直系尊族（孫）	三日	一日	
二親等の直系尊族（兄弟姉妹）	一日	一日	
三親等の傍系尊族（伯叔父母）	三日	一日	
備 考	一日	一日	

- 一 生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。
- 二 いわゆる、代襲相続の場合の二親等の直系血族（祖父母及び孫）は、一親等の直系血族（父母及

九 別表に定める期間の忌引欠勤

- 十 明治六年太政官達第三百十八號による父母の祭日當日の欠勤
- 十一 傳染病發生のための交通しや斷又は隔離中の、所屬長において必要と認める日又は時間の欠勤
- 十二 風水震火災その他の罹災及び災害に因る交通しや斷のための、五日以内において所屬長が必要と認める日又は時間の欠勤
- 十三 交通機關の事故等不可抗力の原因による、所屬長において必要と認める時間の欠勤
- 十四 職務上にかゝる事件について證人、鑑定人、參考人として國會、裁判所、地方公共團體の議會その他官公署へ出頭するため、所屬長において必要と認める時間の欠勤
- 十五 故意又は怠慢の顯著な場合を除いて、鐵道事故のための被疑者となり裁判所、檢察廳又は警察署に召喚された場合における、所屬長において必要と認める時間の欠勤
- 十六 女子職員分娩の豫定日前六週間目に當る日から分娩の日後六週間目に當る日まで期間において、所屬長においてあらかじめ必要と認める時間の欠勤
- 十七 女子職員生理上執務困難の場合における、所屬長において必要と認める時間の欠勤。但し、二日を

び子に準ずること。

三 葬祭のため遠隔の地に赴く必要がある場合には實際に要した往復の日數を加算することができる

第七條 病氣又は前條各號以外の事由により休日の前後にかけてつゞけて欠勤した場合はこの休日はこれを同一事由による欠勤とみなす。

第八條 所屬長は、所屬職員にたいし、業務の状況に應じ、臨時に、勤務定時間外又は公休日、休日、非番日において、勤務させることができる。但し、別に定める場合を除く。

【註】この規定で公休日とは、日曜日又はこの規程により現業職員に七日間に一日の割合であたえる休暇日をいう、以下同じ。

第九條 年次有給休暇は左の區分による。

勤続期間三カ月をこえ一年以下	一年以内に十日
一年をこえるもの	一年以内に二十日

年次有給休暇は、當該期日内に限り有効とする。但し、労働基準法第三十九條に定める勤続年數による日數については同法の定めるところによる。

【註】この規定の但書により勤続十四年の者については、年次有給休暇は有効期間一年のもの、二年のものとの二種となるが、労働基準法の定める年



次有給休暇は、使用者の義務として與うべき性質のものであるから、年次有給休暇を與える場合は法定の休暇を先順位とする。

第十條 勤続期間の計算は任用又は採用の月から起算し月計算として毎月一日現在で計算する。但し、調査當月一日現在において病氣その他の事由により引續き七十五日（公休日、休日を通算する）をこえて缺勤中の者には、新たに年次有給休暇を發給しない。

【註】この規定の但書に該當する者には、その者が再び出勤を發始した月の翌月一日付で、その月から向う一年間のものを發給することとする。

第十一條 年次有給休暇はなるべく數回に分けくり合せの期間内にあたえること。

第十二條 所屬長は、別紙様式の年次有給休暇票をそなえつけること。

第十三條 年次有給休暇をうけたいものは、あらかじめ年次有給休暇票に記入し、捺印の上所屬長に申し出でその承認をうけること。

第十四條 所屬長は、年次有給休暇を承認したときは、年次有給休暇票に記録し本人に捺印させること。

本人の申出があつても代務要員の不足その他業務上やむをえない理由で年次有給休暇をとらせることができない場合は、年次有給休暇票該當欄にその要旨をか

ついで六時間、一年について百五十時間を限度とする

第二十二條 滿十八歳未満の者及び女子は、二十二時より五時までの間又は二十三時より六時までの間において勤務させてはならない。但し、交代制又は乗務割の制によつて勤務する滿十六歳以上の男子については、この限りでない。

前項の規定は、災害その他避けることのできない事由によつて、臨時に勤務時間を延長する場合又は病院ホテル、寮に勤務する者及び電話の事務に従事する者には適用しない。但しホテル、寮に勤務する滿十八歳未満の者は前項の規定通り深夜勤務に就かせることはできない。

第二十三條 滿十八歳未満の者及び女子は、別に定める危険若しくは有害な作業に従事させ又は重量物を取扱う作業に従事させてはならない。

前項の業務の範圍は、別に定める。

第二十四條 妊娠中の女子が求めたときは、他の輕易な作業に轉換させなければならない。

第二十五條 生後滿一年に達しない生児を哺育する女子職員には、各勤務について定める休憩時間の外一日について二回各三十分間哺乳のため時間を與えなければならぬ。

【註】本章の規程に違反した場合には、勞働基準法の

き、本人につたえること。

第十五條、第十六條、第十七條削除

#### 第四章 就業禁止及び制限

第十八條 經驗のない職員又は必要な技能を有しない職員には、危険な業務に就かせてはならない。

前項の業務の範圍及び經驗技能の程度は、別に定める。

第十九條 傳染病の疾病、精神病又は勤務のために病氣の昂進するおそれのある疾病にかつた者には、勤務を禁止し、又は制限しなければならない。

前項の禁止又は制限すべき疾病の種類及び程度は、別に定める。

第二十條 滿十八歳に滿たない年少者には、一日について休憩時間を除いて八時間を超え勤務させ又は公休日に勤務させてはならない。但し、一週間の勤務時間が四十八時間を超えない限り一週間の中一日の勤務時間を四時間に短縮するときは、他の日の勤務時間を十時間まで延長することができる。

第二十一條 滿十八歳以上の女子は公休日に勤務させてはならない、又休憩時間を除いて一日八時間を超えて勤務させ又は乗務交番表で定められた勤務時間を超えて勤務させる場合には一日について二時間、一週間に

罰則が適用される。

#### 各 則

##### 第一章 非現業職員

第二十六條 非現業職員とは、昭和二十四年總理廳令第一號政府職員の勤務時間に関する總理廳令第一項により勤務するものをいう。

第二十七條 本廳、地方施設部（工事現場を除く）、地方電氣部（同上）、鐵道教習所、鐵道技術研究所、鐵道局本局、管理部、工事に勤務する職員の勤務時間、公休日及び休日は、所屬長において、區等勤務職員の例により指定する者を除いて、昭和二十四年總理廳令第一號政府職員の勤務時間に関する總理廳令第一項、明治六年太政官布告第二號及び昭和二十三年法律第七十八號の定めるところによる。

第二十八條 前條に規定する箇所に勤務する雜務手、給仕等の出勤時刻は、所屬長において、區等勤務職員の例により指定する者を除いて昭和二十四年總理廳令第一號政府職員の勤務時間に関する總理廳令第一項に規定する出勤時刻前三十分とし、一日の勤務時間は休憩時間を除いて八時間とする、公休日、休日は、前條に同じ。



第二十九條 鐵道教習所教官の勤務方については、所屬鐵道教習所長がこれを指定する。

第二章 現業職員

第三十條 現業職員とは、その勤務が昭和二十四年總理廳令第一號政府職員の勤務時間に關する總理廳令第一項に定める官廳執務時間によらない者をいう。

第一節 工機部等勤務の職員

第三十一條 工機部、印刷場、被服工場、木材防腐工場、義肢研究所、材修場、電修場、用品庫、製材場及び用品試験場（以下工機部等という）に勤務する職員の勤務時間は、所屬長において驛、區等勤務職員の例により指定する者以外の者は、休憩時間を除いて一日八時間とし、公休日、休日は非現業職員の例に依る。但し公休日、休日はこれを他の日に振替へることが出来る。  
【註】 この規定における印刷場、用品庫等は、文書課又は鐵道局の部に所屬する庫場を指すものとする

第三十二條 工機部等に勤務する職員の勤務時間割は、次の通りとする。

八時	出勤
八時十分	始業
十二時	休憩

- 二 夜 勤
- 三 特殊日勤
- 四 一晝夜交代
- 五 三 交代
- 六 直制交代
- 七 循環交代

所屬長は、前項により所屬職員の勤務方を指定するものとする。

第三十八條 前條の公休日の外昭和二十三年法律第七十八號國民の祝日を休日とする。但し、當日職務を離れることのできない者には、他の日において、これに代る休日をとらせる。當日が非番日に當つた者についても亦同じ。

第三十九條 日勤者には、勤務時間中一時間以内の、その他の勤務者には勤務の間合において適當な休憩時間をとらせなければならない。

第四十條 日勤者の勤務時間は、休憩時間を除いて一日八時間とする。

- 一、日 勤
- 二、夜 勤

第四十一條 夜勤者の勤務時間は、日勤者の例による。

- 三、特殊日勤

第四十二條 特殊日勤者の勤務時間は、一日平均十一時

十二時三十分 就業

十六時二十五分 終業

十六時三十分 退出

雜務手、給仕の出勤時刻は、所屬職員の出勤前三十分とし、一日の勤務時間は休憩時間を除いて八時間とする。

第三十三條 所屬長は、土地の状況又は季節により前條の時刻を繰り上げ又は繰り下げることが出来る。

第三十四條 工機部等の職員夜間勤務の場合における勤務時間割は、第三十二條の趣旨により工機部等においてこれを定める。但し、零時からの休憩時間をこれを一時間とする。

第三十五條 工機部等の職員残業の場合の休憩は、一時間内に十分の割合とする。

第三十六條 作業の都合で制規の休憩をさせることのできなかつた場合又は過激な勞務に従事させた場合には臨時に休憩させることができる。

第二節 驛、區等勤務の職員

第三十七條 驛、區等勤務の職員の勤務は、これを次の七種に分け公休日は各勤務とも七日に一日の割合とする。

- 一 日 勤

間以内とする。

前項の時間は、五時以前又は二十時以後の時數が通計二時間以上にわたらないのを原則とする。

第四十三條 一日の勤務時間が一日平均勤務時間を超える特殊日勤者には、超過時間が平均勤務時間に達する毎に非番日一日をもうける。

【註】 一、非番日とは、前日の勤務を終り、翌日更に繰り返される業務を他の者が當り、その日の全部を勤務から原則として放たれている日をいう  
二、一日平均勤務時間とは、一定期間内勤務時間間をその期間内の勤務日（非番日を含む）の數で割つたものをいう、以下これに同じ。

第四十四條 前條の勤務時間は、初列車から終列車までの時間に前後各三十分を加えたものとする。但し、始發列車の仕立又は終着列車の分解作業をする所では、職種により前後各一時間を加えることができる。

前項によることのできない者については、鐵道局長がこれを指定する。

- 四、一晝夜交代

第四十五條 一晝夜交代勤務とは、連続二十四時間の勤務と連続二十四時間の非番とを交互に繰り返すものを行い、その一日平均勤務時間は、十二時間とする。

【註】 一、引續時間は、一時間以内とし、これを指定



勤務の定時間外とする。

二、非番とは、その日の勤務を終了し連続する業務を他の交代者に引継ぎ勤務から放たれている時をいう。

第四十六條 一晝夜交代勤務における夜間繼續睡眠時間は、四時間以上とする。

【註】本條において夜間とは、二十時より六時までの間をいう。

五、三交代

第四十七條 三交代とは、晝夜にわたる業務を三人で交代勤務するものをいい、その一日平均勤務時間は實働八時間とする。

六、直制交代

第四十八條 直制交代とは、晝夜にわたる業務を晝間勤務と夜間勤務とに分け、一定の日數で交互にふりかえを行うものをいい、その一日の勤務時間は十二時間とする。

【註】一定の日數は、五日前後とする。

七、循環交代

第四十九條 循環交代とは、二種以上のちがった勤務を組合わせ循環して交代勤務するものをいい、その一日平均勤務時間は、組合せた各勤務について定められたところによる。

鐵道局長は、第一項各號の標準により所屬乗務員の勤務割を作成するものとする。

第五十二條 乗務員の勤務時間は、乗務（便乗を含む以下同じ）時間及び休業時間、準備時間、待合時間並びに徒歩時間を合計したものをいう。

第五十三條 乗務時間は、運轉時刻表によりこれを計算する。

第五十四條 機關車の洗滌、水張替、訓練及びこれに準ずる仕業に要する時間は、次の區分による。

- 一 洗滌だけの場合機關車一輛について 五時間
- 二 洗滌及び検査をする場合 六時間
- 三 水張替をする場合 二時間三十分
- 四 機關車乗務員、電車運轉士訓練の場合 月二回各五時間

第五十五條 乗務前又は乗務後の準備若しくは整理に要する時間（以下準備時間という）は次の通りとする。

- 一 列車乗務員
  - 乗務前一時間、乗務後三十分。但し、特別の事情ある場合は、前後各三十分以内を増加することができる。

【註】進駐軍専用列車に乘務する客扱專務車掌、列車給仕及び列車手に付いては實情による。

二 機關車乗務員

第三節 乗務員

第五十條 乗務員を次の四種に分ける。

- 一 列車乗務員
- 二 機關車乗務員
- 三 電車乗務員
- 四 自動車乗務員

【註】列車乗務員とは、車掌區所屬職員、機關車乗務員とは、機關區所屬職員、電車乗務員とは、電車區又は車掌區所屬職員、自動車乗務員とは、自動車區所屬職員でいづれも乗務割の制によつて勤務する者をいう。

第五十一條 乗務員の一日平均勤務時間は、次の標準とし、公休日及び休日は、區等勤務職員の例による。勤務割作成に當り一日平均勤務時間算定上必要がある場合には、前項公休日の外非番日を設けることができる。

- 一 列車乗務員 八時間
- 二 機關車乗務員
  - 蒸氣機關車 七時間三十分
  - 電氣機關車 八時間
- 三 電車乗務員 七時間三十分
- 四 自動車乗務員 八時間

(一) 乗務員において乗務機關車（汽動車を含む以下同じ）の検査をしない場合

- イ 本支線仕業
  - 仕業前 一時間三十分
  - 仕業後 一時間
- ロ 入換又はこれに準ずる仕業及び暖房車乗務
  - 仕業前 一時間十五分
  - 仕業後 四十五分

(二) 乗務員において乗務機關車の検査をする場合は

- (一)の仕業前の時間に三十分を加える
- (三) 乗繼、又は便乗の場合
  - 仕業前 一時間
  - 仕業後 三十分

(四) 特別の事情ある場合は(一)乃至(三)の時間を三十分以内増加することが出来る

【註】一、入換に準ずる仕業とは、貨物小運轉及び運轉關係の簡單な支線の仕業を指す。  
二、準備時間の増加を要する仕事は、あらかじめこれを指定し機關車乗務員運行表面にこれを明示すること。  
三 電車乗務員  
次の場合を除いて乗務前後各三十分とする。



- (一) 別に指定する線路で運轉する電車乗務員 乗務前 四十五分
- (二) 電車運轉士で乗務電車の出庫を擔當し、且つその検査をする場合 乗務前 一時間十五分
- (三) 車掌、荷扱手が荷扱に従事する場合 乗務前 四十五分
- 四 自動車乗務員
  - (一) 乗繼の場合前後各三十分、出庫の場合乗務前四十分、入庫の場合乗務後五十分。但し、薪炭車は、出庫の場合乗務前一時間四十分、入庫の場合乗務後一時間二十分、入庫の際洗滌を行う場合は前項乗務後の時間を各四十分増す
  - (二) 貨物車乗務者で乗務前又は乗務後荷物の積卸を必要とする場合は、これに要する時間二十分まではこれを勤務時間に算入する

**第五十六條** 乗務員が勤務の中間において乗務のため列車(電車又は自動車を含む以下同じ)を待合せの場合は、待合せ時間中の一時間まではこれを勤務時間に算入する。

- 一 列車乗務員 次の時間は之を前項の時間に加算する。

(一) 第五十八條第一號第二項による長距離乗務の場合 二時間

客扱専務車掌、列車給仕、荷扱専務車掌、荷扱手中長距離乗務に就く者に限つて右の制限によらないことができる

- 二 機關車乗務員 十六時間まで。但し、第一號但書の場合は十四時間まで
- 三 電車乗務員 十六時間まで。但し、第一號但書の場合は十四時間まで
- 四 自動車乗務員 十六時間まで。但し第一號但書の場合は十四時間まで

**第五十九條** 動力車乗務員の繼續實務時間は、二十時から五時までの間の時間二時間以上を含む場合は四時間、その他の場合は六時間を限度とする。但し、乗務製作製上やむを得ない場合に限りこの制限を各三十分間延長することができる。

前項の制限は入換作業の場合にはこれを適用しない  
【註】 一、折り返し個所における待合せ時間が三十分を超えない場合は、前後を通じこれを繼續實務とみなす。

二、便乗時間は、これを實乗務時間とはみない。  
**第六十條** 乗務員の二十二時から五時までの間の時間三時間以上を含む勤務は、連續二回を限度とする。

**第六十一條** 乗務員には一勤務終了後は、その勤務時間にはほぼ等しい休養をとらせるのを原則とする。但し、

- (一) 特に指定する乗務の場合 一時間
- 二 機關車乗務員
  - (一) 着發共に乗務機關車の準備をする場合 二時間三十分
  - (二) 着又は發の一方だけ乗務機關車の準備をする場合 一時間三十分
  - (三) 乗繼その他の場合 一時間
- 三 電車乗務員 乗務員において出庫を検査をする場合 一時間三十分
- 四 自動車乗務員 薪炭車の場合 一時間

**第五十七條** 乗務員詰所と乗務開始又は乗務終了個所との歩行に要する時間が十分を超えるときは、その超過時間はこれを勤務時間に算入する。

【註】 徒歩十分を超える個所及び超過時間は、あらかじめこれを指定し乗務員運行表面に明示しておくこと。

**第五十八條** 乗務員の二勤務は、次の限度を超えることはできない。

- 一 列車乗務員 十八時間まで。但し、二十二時から五時までの間の時間三時間以上を含む勤務の場合は十五時間まで

乗務の状態により必要ある場合及び行先地において休養をとらせる場合の休養時間は、これを短縮することができる。

一勤務が一日平均の標準勤務時間を超え、且つその時間が二十二時から五時までの間の時間三時間以上を含む勤務である場合の勤務終了後の休養時間は、前項の但書にかかわらず五時間以上、二十二時から五時までの間の時間三時間以上を含む勤務に連續二回就かせた後の休養時間は二十四時間を下ることができない。  
【註】 本條の休養時間とは、勤務と勤務との間における、勤務から解放された時間をいう。

**第六十二條** 鐵道病院、鐵道療養所、鐵道診療所及び鐵道保健指導所勤務職員の勤務時間は、區等勤務職員の例により指定する者を除くの外休憩時間を除いて一日八時間一週四十八時間とし、その勤務時間割は昭和二十四年總理廳令第一號第一項により勤務する職員の例により、公休日及び休日は、區等勤務職員の例による。但し、特に指定する箇所に勤務する職員の勤務時間割はこれを繰り上げ又は繰り下げることができる

**第四章 船舶關係職員**

**第六十三條** 船舶關係職員中船員區及び棧橋に勤務する者の勤務は、各別第二章第二節により、その他の職員



の勤務は、船舶乗務員の勤務及び休暇についての暫定協定期間勤務表による。

### 附 則

この達は、昭和二十二年四月二十日から施行する。但し、總則第二章の規定は、昭和二十二年三月一日から施行する。

特別の事由でこの規程によることのできない場合は、所屬長は、大臣の承認を経て別に定めることができる。總則第四章の規定中第十九條以外の實施については、勞働基準法第二百二十七條による。

明治四十一年五月達第二六四號、大正十年十月達第八三三號、昭和二十一年八月達第四二七號、達第四二八號及び昭和二十一年九月達第四七六號乃至第四八一號は、これを廢止する。

第四章の規定は、昭和二十二年九月二十二日からこれを適用する。

### 附 則 (二四・三・二五 達一四三號)

この達は昭和二十四年四月一日から施行する。但し、第三條、第六條及び第七條の改正規定は、昭和二十四年一月一日から適用する。

右の職員勤務及び休暇規程の解釋について、次の通牒

が職員局長から出ている。

昭和二十四年五月十四日鐵總職第一二八號休暇規程第六條による勤務したものとみなす缺勤扱方について右について、左記例示の場合の取扱い方を次のように一定する。

#### 取扱い方例示

##### 一 規程第六條第九號の場合

父母等病氣看護のため缺勤中に、その者が死亡した場合は、その日から正規の忌引期間中は勤務したものとみなされるが、それ以前の期間は、年次有給休暇を使わない限り、缺勤として給與を減額される、正規の忌引期間を経過して、なお缺勤する場合は、その超過する部分についても亦同様である。但し、この場合、遠隔の地に赴いた者にたいしては、忌引日数の前後に必要な最少限度の往復日数を加えることができる。

妻死兒を生んだ場合は、忌引ではなく、私事の故障として取扱い、年次有給休暇がない場合において、實情やむをえない場合は、忌引に準じ、正規日数の範囲内で、後事に必要な最少限度の日数を勤務したものとみなして取扱うことができる。

忌引の範囲に、子の配偶者、兄弟姉妹の配偶者を含むや否やとの疑義があるようであるが、こん回の改正ではこの制度において、從來兎角等閑視されていた女子の立

場を認め妻たる者の血族の死にたいしては、夫も亦忌引を受けることとし、姻族の場合が加えられたのである。しかし、ここにいう姻族とは職員たる本人の配偶者の血族のみを指稱するものであつて、疑義の場合は原則として、これを認めない方針である。但し、子の配偶者死亡の場合に、職員たる父が主として後事に當らなければならぬ事情がある場合（子が未歸還者等で他にこれに當る者がいないような場合）は、五日以内において必要最少限度の忌引を認めることができる。

##### 二 第十一號の場合

傳染病發生のため、交通遮断又は隔離中に、同居の血族又は姻族（第九號別表の範囲内の）が死亡し、交通遮断又は隔離解除後において、葬祭を行うような場合は、第六條（註）二にかかわらず、その葬祭を行うに必要な最少限度の日数を、正規の忌引日数の範囲内で忌引を認めることができる。

##### 三 第十二號の場合

罹災缺勤五日を超えて認める必要がある場合は、事情を詳記し徑伺のこと。

##### 四 第十四號、第十五號の場合

非番日又は非番の時に、召喚に應じ出頭するような場合に、これを勤務したものと見なすと、超過勤務とならぬかとの疑義があるようであるが、規程第六條各號は、

政府職員の新給與實施に關する法律第二十條により、その勤務しないことに特に承認を與える場合即ち勤務しないでも給與を減額しない場合を規定したもので、單に給與を差引かないという消極的な意味のものである、その趣旨は第六條第一項中に「その日が公休日でない限り」という字句があることによつても明瞭だと思われる。若し非番日又は非番のときに、この二號に該當する場合はあつて、これを超過勤務とするとすれば、公休日における同様の場合も亦超過勤務としなければならぬことになる。但し、當該事件の關係範囲の者としてではなく、職務を以て、所屬長の命を承け、鑑定人、參考人等として出頭する場合で、これにたいし裁判所等から別に日當その他の給與がない場合には、別に詮議しなければならぬことになる。

##### 五 第十六號の場合

女子職員が分娩の豫定日前六週間目に當る日以前から又は分娩の日後六週間目に當る日を超えて缺勤する場合は、病氣で正規の手續をしない限り又は年次有給休暇を使わない限り、この超過した日数は事故缺勤として給與の減額を受ける。

その他規程第六條各號の事由が競合し【註】二の原則通り處理することが適當でない認められる場合は、本省の指示を受けることにしたい。



# 日本國有鐵道表彰規程

(昭和二十四年六月八日  
達 第二十六號)

第一條 日本國有鐵道の職員(以下「職員」という)又は團體であつて、顯著な功績又は一般の模範として推奨すべき業績のあつたものに對しては、この規程により表彰する。

2 表彰は、職員については表彰又は表彰とともに功績章を、團體については表彰を授與して行ひ。

第二條 職員の表彰を受ける場合は、次の通りとする。

- 一 危険を顧みず身を挺して職責を完遂したとき
- 二 おもひ盛な責任觀念に徴し、率先業務に勵み業績顯著なとき
- 三 事業上顯著な改良又は有益な發明研究を完成してし業に貢獻したとき

四 業務能率増進、事故防止等に關して新らしい工夫改善をし、又は特段の努力をその功績顯著なとき

五 業務執行について公正親切、能率優秀で接遇奉仕の實をあげたとき

六 永年勤続し成績操行ともに一般職員の模範であるとき

七 その他一般職員の模範として推奨すべき善行のあるとき

個人又は團體に對して、第四條に掲げるものが授與する。

2 表彰には、副賞として金品を加授することができる

3 表彰の様式は、附圖第一號による。

第六條 功績章は、次の各號の一に該當する者に、對して表彰とともに總裁が授與する。

一 第二條第一號から第五號まで及び同條第七號に掲げる事項に該當してその功績特に顯著な者

二 滿二十年以上勤続して成績操行ともに拔群であつて、一般職員の模範である者

2 功績章を授與された者に對して更にこれを授與して表彰すべき功績があつたときは、表彰のみを加授する

8 功績章の寸法、形式及び制式は、附圖第二號による

第七條 所屬長は、部内職員又は團體であつて表彰の必要があると認めるときは、功績調書、内容説明書、履歴書、團體の組織、關係參考資料等を添え、それぞれ第四條に掲げる者に上申しなければならぬ。

第八條 表彰又は功績章を授與された者に不都合のことがあるときは、授與者は、その返納を命ずることができぬ。

2 授與者は、時宜により功績章のはい用を停止させ、又はその解除を命ずることができる。

第九條 役員であつて功績顯著なものは、總裁が表彰又

つたとき

第三條 團體の表彰を受ける場合は、次の通りとする。

- 一 天災、事故、その他困難な條件を克服して作業を完遂したとき
- 二 業務能率増進、事故防止等に關して新らしい工夫改善をし、又は特段の努力をしてその功績顯著なとき
- 三 要員、施設、資材を活用し、協力一致の實をあげ業務成績を向上させたとき
- 四 團體の規律正しく融和一致し他の模範であるとき
- 五 その他顯著なる功績のあつたとき

第四條 表彰を行う者は、次の通りとする。

- 一 總裁
- 二 鐵道局長、地方資材部長、鐵道技術研究所長、工務事務所長、鑛業所長
- 三 管理部長、工機部長、工事部長、電氣工事部長、鐵道教習所長
- 四 現場機關の長

第五條 表彰は、第二條又は第三條各號の一に該當する

は表彰とともに功績章を授與して表彰することができる。

第十條 表彰又は功績章を紛失し、若しくは盜難、火災等により亡失した者は、所屬長を経て授與者にその事由を具し、再授與を申し出で再交付を受けることができる。

第十一條 特別の事由があるときは、部外の個人又は團體であつて日本國有鐵道の業務運営に貢獻して、その功績が顯著なものに對して第四條に掲げるものが表彰を授與して表彰することができる。

附則

1 この達は、昭和二十四年六月一日から適用する。

2 従前の國有鐵道表彰規程(昭和二十年二月達第百十九號)によつて授與された第一種及び第二種の功績章は、この規程により日本國有鐵道總裁から授與されたものとみなす。

附圖第一號 個人表彰、團體表彰の様式省略す。

附圖第二號 功績章の寸法形状及び制式省略す。



# 日本國有鐵道懲戒規程

(昭和二十四年六月七日) 達 第十一七號

第一條 日本國有鐵道の職員(以下「職員」という)の懲戒は、この規程の定めるところによる。

第二條 職員に次の各號の一に該當する行爲があつた場合は、懲戒を行う。

- 一 日本國有鐵道に關する法規、令達に違反したとき
- 二 實務を盡さず、よつて業務支障を生ぜしめたとき
- 三 上司の命令に服従しないとき
- 四 部下に對し不法不當の命令を發したとき
- 五 部下の指導監督に缺けるところのあつたとき
- 六 故なく職域を離れ又は職務に就かないとき
- 七 注意を怠り業務上の事故を惹起したとき
- 八 事故の防止等に關して有効な助言、諫止又は援助をなさず、よつて事故を發生又は損害を擴大せしめたとき
- 九 旅客又は荷物の取扱に關して不正な行いのあつたとき
- 十 物品又は財産を不當に損壞、破失又は私用に供したとき
- 十一 金錢物品の取扱若しくは土地家屋等の賣買に關する。

第五條 減給は、一月以上二年以下俸給の十分の一以下を減ずる。

## 附 則

この達は、昭和二十四年六月一日から適用する。

して不正の行いのあつたとき

十二 無賃乗車證の發行行使等に關して不正の行いのあつたとき

十三 職務上の機密をもらしたとき

十四 懲戒せらるべき事實を故意に隠へいたしたとき

十五 職務上の規律をみだす行いのあつたとき

十六、職員として品位を傷け又は信用を失うべき非行のあつたとき

十七 その他著しく不都合な行いのあつたとき

第三條 懲戒處分は、次の通りとする。

一 免 職

二 停 職

三 減 給

四 戒 告

2 懲戒を行う程度に至らないものは、訓告する。

第四條 第三條停職の期間は一月以上二年以下とする。

2 停職者は、職員としての身分を保有するがその職務に従事しない。

3 停職者は、その停職の期間中俸給の三分の一を受け



### 日本國有鐵道職員及び試用員採用規程

(昭和二十四年六月七日  
達 第十 八 號)

- 第一條 日本國有鐵道の職員及び試用員の採用については、この規程の定めるところによる。
- 第二條 職員は、別に定める場合を除く外、試用員のうちから、選考によつて採用する。
- 第三條 試用員は、試験又は選考により採用する。
- 第四條 日本國有鐵道法（昭和二十三年法律第二百五十六號）第二十六條第二項の規定及び次の各號の一に該当するものは、職員及び試用員として採用することができない。但し、第二號本文に該当するもので、特に總裁の承認を経た者は、この限りでない。
  - 一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの
  - 二 禁こ又は懲役に處せられたもので、滿期後三年を経過しない者。但し、過失犯により處罰せられたものは、この限りでない。
  - 三 日本國有鐵道體力管理規則（昭和二十年三月達第四百八十九號）による體力検査及び日本國有鐵道職員採用時適性検査規程（昭和二十三年八月達第四十五號）による適性検査に合格しないもの

#### 附 則

この達は、昭和二十四年六月一日から適用する。

- 第五條 試用員の試用期間は、採用の日から二箇月以内とする。
- 2 試用員が、勤務成績その他により職員として採用することを適當と認められない場合は、十四日以内に解職しなければならない。但し、その適否が右期間内に解職しないときは、勞働基準法（昭和二十二年法律第四十九號）第二十條の規定により處置しなければならない。
- 3 試用員が職員として採用された場合、その試用期間を職員としての勤務期間に加算することができる。
- 第六條 職員に採用するときは、別に定めるところにより、身元保證人を立てさせなければならない。

### 日本國有鐵道囑託規程

(昭和二十四年六月八日  
達 第二十八號)

- 第一條 特殊の業務の研究調査、職員の教育指導又は業務上特に必要のある場合には、囑託を置くことができる。
- 第二條 囑託は、總裁が委囑し又は解囑する。
- 第三條 囑託は、常勤、非常勤（定期出勤又は時間勤務）とする。
- 第四條 囑託には、月手當又は時間給を支給する。但し無給の囑託を置く場合には謝禮金を給することができらる。
- 第五條 囑託の勤務その他について特に必要ある場合には、總裁がこれを定める。
- 第六條 囑託は、期間を定めて採用し期間滿了後は自然解囑とする。

#### 附 則

この達は、昭和二十四年六月一日から適用する。



給

與



## 日本國有鐵道職員職階級給與規程

昭和二十四年五月二十一日 達第二七四號

改正 昭和二十四年六月 八 日 達第二四號

### (目的及び適用範圍)

第一條 日本國有鐵道職員(以下「職員」という)の俸給の決定、俸給表、初任給、昇給及び俸給額の調整については、この規程の定めるところによる。

【註】この規程において職員とは、日本國有鐵道に勤務し一定の報酬を受ける者であつて、次に掲げる者以外の者をいう。

- 一、未歸還職員
- 二、常務を要しない者
- 三、二カ月以内の期間を定めて雇用される者

### (俸給の決定)

第二條 職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基き、且つ、勤勞の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務條件を考慮して決定する。

### (職務の級)

第三條 職員の職務は、級別に分類する。

2 又前項の分類の基準は、別に定める。

### (俸給表)

第四條 俸給表は、一般俸給表(別表第一)と特別俸給表とに分ち、特別俸給表は鐵道現業俸給表(別表第二)及び船員俸給表(別表第三)とする。

### (一般俸給表の適用範圍)

第五條 一般俸給表の適用を受ける者の範圍は、鐵道現業俸給表又は船員俸給表の適用を受ける者以外の者とする。

### (鐵道現業俸給表の適用範圍)

第六條 鐵道現業俸給表の適用を受ける者の範圍は、次の通りとする。

- 一 次に掲げる者以外の者
  - イ 本廳、鐵道局及び管理部の本部に勤務する者
  - ロ 工事事務所及び電氣工事事務所の本所に勤務する者



ハ 鐵道技術研究所に勤務する者

ニ 鐵道教習所及び管理部職員養成所に勤務する者

ホ 鐵道病院、鐵道診療所及び鐵道療養所に勤務する者

ヘ 國營船舶の乗組員

二 前號のイからホまでに掲げる者のうち、特殊な勤務に従事する者については、別に定めるところにより、鐵道現業俸給表を適用することができる

三 第一號に掲げる箇所以外の箇所に勤務する者であっても、特に定める者については、鐵道現業俸給表の適用範囲から除外し、一般俸給表を適用することができる

(船員俸給表の適用範囲)

第七條 船員俸給表の適用を受ける者の範囲は、次の通りとする。

一 國營船舶に乗り組む職員。但し、この場合における船舶には、次の船舶を含まない。

イ 總トン數五トン未満の船舶

ロ 湖、川又は港のみを航行する船舶

二 前號の規定によりがたい事情があるときは、船員の範囲について特例を定める。

(採用又は昇格の原則)

別に定める級號俸とすることができる。

2 あらたに採用した職員が、その格付けされた級の職務の内容について必要な能力と経験を有するものであるときは、前項の規定にかかわらず、左に掲げる號俸とすることができる。

一 その経験年數が、その級の職員が一號から二號に昇給するに必要な第十七條の期間の二分の三をこえる場合においては、その職務の級の二號俸

二 その経験年數が、その級の職員が一號から二號に昇給するに必要な第十七條の期間と、二號から三號に昇給するに必要な第十七條の期間との合計の二分の三をこえる場合においては、その職務の級の三號俸

3 職員が、格付けされる級について必要とされる最低限度の資格を取得してからのちに、日本國有鐵道の教育機關又は別に定める教育機關においてその級の職務に有益であると認められる教育を受けたものである場合においては、別に定めるところにより、その學修期間を第二項の経験年數とみなすことができる

(昇格の基準)

第十條 缺員を補充するための一級上位への昇格はその者が現に屬する職務の級において、左に掲げる経験年

第八條 職員をあらたに採用し、又は昇格させるには、

その採用し、又は昇格させようとする職務の級の定數に缺員があり、之を補充しようとする場合であつて、且つ、採用し、又は昇格させる者がその級の職務に必要とされる資格を有する場合に限るものとする。

2 前項の級の定數とは、別に定める職員の級ごとの人員數をいう。

3 第一項の規定は、一の職務の級の定員に缺員がある場合において、その缺員數の範囲内で、その職務の級より下級の職務の級の定數をこえて職員をあらたに採用し、又は昇格させることを妨げるものではない。この場合においては、その職務の級の定數の缺員から、下級の職務の級の定數をこえて格付けされた職員數だけを控除した數をもつて、その職務の級の定數に缺員があるものとして、第一項の規定を適用する。

【註】この規程で昇格とは、職員の現に格付けされている職務の級を、その上位の級に変更することをいう。

(初任給)

第九條 あらたに採用した職員の俸給は、別に職種別に定める職務の級の最下位の級における俸給の幅の最低の號俸とする。但し、特に指定する職種については、

數を有する者のうちから行うものとする。

一 一級から五級までの者にあつては 半年以上  
二 六級から九級までの者にあつては 一年以上  
三 十級から十二級までの者にあつては 二年以上  
四 十三級の者にあつては 三年以上

2 前項の経験年數を有する適格者がない場合において缺員を補充しないと業務の運営に支障をきたすおそれがあるときは、前項の規定にかかわらず、別に定める基準に従い、経験年數以外の資格を有する者のうちから昇格させることができる。

3 職員が日本國有鐵道の教育機關又は別に定めある教育機關に於ける特定の分野の教習課程を良好な成績で完了した場合、又は技能職について見習課程を終え所定の審査に合格した場合において、その資格に應じた職務の級に缺員があるときは、第一項の規定にかかわらず、その資格に應じた職務の級に昇格させることができる。

(昇格の例外)

第十一條 職員が生命をとして、その職務を遂行し、そのために死亡し、又は不具はい疾となつたため退職したときは、第八條及び第十條の規定にかかわらず、別に定める基準に従い、特に昇格せしめることができる



（昇格の時期）

第十二條 昇格の實施時期は、毎年三月三十一日及び九月三十日の二回とする。但し、第十條第二項、第三項及び前條の場合においては、その都度これを實施することができる。

（昇格したときの昇給額）

第十三條 職員が昇格した場合において受けるべき俸給額は、左の各號の定めるところによる。

一 現に受けている俸給の額が、昇格すべき級における俸給の幅の最低の號俸より少ない場合においては、その級における最低の號俸

二 現に受けている俸給の額が昇格すべき級における俸給の幅の最低の號俸と同額であるか、又はこれをこえている場合（第三號の場合を除く）においては、昇格すべき級における俸給の幅のうちにおいて現に受けている俸給の額の直近上位の號俸

三 現に受けている俸給の額が、昇格すべき級における俸給の幅の最高の號俸と同額であるか、又はこれをこえている場合においては、現に受けている俸給の額と同額の號俸

（意に反する降格の基準）

第十四條 職員が左の各號の一に該當する場合において

おける俸給の幅の最高の號俸をこえている場合においては、その級における最高の號俸

（昇給の基準）

第十六條 職員が第十七條に規定する所要の期間を満足すべき成績で勤務したときは、昇給をさせることができる。昇給の範囲は、その都度定める。

2 前項の昇給を行うには、職員の職務について監督する地位にある者から満足すべき成績で、勤務したことの証明を得て行わなければならない。

【註】 この規程で昇給とは、職員の現に格付けされている職務の級における俸給の幅のうちにおいて、直近上位の號俸に変更することをいう。

（昇給の停年）

第十七條 前條の昇給を行う場合においては、職員が現に受けている俸給の額に應じて少くとも左の期間を経過することを必要とする。

一 現に受けている俸給とその直近上位の號俸金額との差額（以下「差額」という）が一〇〇圓未満である者にあつては 六月以上

二 差額が一〇〇圓以上二九一圓未満である者にあつては 九月以上

三 差額が二九一圓以上二八三圓未満である者にあつては

は、その意に反して降格せしめることができる。

一 勤務成績がよくない場合

二 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 その他その職務に必要な適格性を缺く場合

四 業務量の減少その他經營上やむを得ない事由が生じた場合

【註】 この規程で降格とは、職員の現に格付けされている職務の級をその下位の級に変更することをいう。

（降格したときの俸給額）

第十五條 職員が降格した場合において受けるべき俸給額は、左の各號の定めるところによる。

一 現に受けている俸給の額と同額の號俸が、降格すべき級における俸給の幅のうちにある場合においては、現に受けている俸給の額と同額の號俸

二 現に受けている俸給の額と同額の號俸が降格すべき級における俸給の幅のうちでない場合（第三號の場合を除く）においては、降格すべき級における俸給の幅のうちにおいて現に受けている俸給の額の直近下位の號俸

三 現に受けている俸給の額が降格すべき職務の級に

ては 一年以上

四 差額が二八三圓以上三六四圓未満である者にあつては 一年三月以上

五 差額が三六四圓以上である者にあつては 一年六月以上

2 前項の期間の計算については、降格の場合を除いて他の級に勤務した期間は算入しない。

（昇給の時期）

第十八條 昇給の實施時期は、毎年三月三十一日、六月三十日、九月三十日及び十二月三十一日の四回とする。

（一般俸給表と特別俸給表との關係）

第十九條 特別俸給表の適用を受ける職員については、第十條第一項の規定を適用する場合においては、別表第五によつてそれと同格にみなされる一般俸給表のそれぞれの級についての年數による。

（轉勤、轉職の場合の俸給）

第二十條 職員が轉勤、轉職した場合の俸給は、昇格、降格及び第二十一條から第二十六條までに規定する場合を除いては、従前の級號俸による。

（普通職員が非現業職員となつた場合の俸給の調整）

第二十一條 普通職員が非現業職員となつた場合におい



ては左の各號によりその俸給を調整する。但し、その額があらたに格付けされる級の最高の金額をこえず、且つ、その級におけるいずれの號俸にも該當しない場合においては、直近上位の號俸によるものとする。

一 従前格付けされていた級と、あらたに格付けされる級（以下「前後の級」という）とが、同格である場合は、従前の號俸に別表第六に定める調整號俸を加えた號俸をもつて、その俸給額とする。

二 前後の級が異なるときは、まず前號の規定を適用して同格の場合の俸給を算出し、次にその級からあらたに格付けされる級に昇格又は降格されるものとして、第十三條又は第十五條の規定を適用してその俸給額を決定するものとする。

【註】一、この規程で、「非現業職員」とは、一般俸給表の適用を受ける者のうち、新俸給切替えの際分類方式によつた者をいい、「普通職員」とは、その他の者をいう。

二、この規程で同格の俸給額を調整する場合は、従前受けていた俸給の額に相當する別表第四の俸給額欄の金額に對應する號俸に所定の調整號俸を加え、又は控除した別表第四の號俸に對應する俸給額の金額に相當する額による。

（普通職員が特別俸給表の適用を受けるに至つた場合の俸給の調整）

第二十二條 普通職員が特別俸給表の適用を受けるに至つた場合においては、左の各號により、その俸給を調整する。但し、その額があらたに格付けされる級の最高の金額をこえず、且つ、その級におけるいずれの號俸にも該當しない場合においては、直近上位の號俸によるものとする。

一 従前格付けされていた一般俸給表の級と、あらたに適用を受ける特別俸給表の級（以下「相互の級」という）が別表第五によつて同格であるとみなされるものであるときは、従前の號俸に別表第七に定める調整號俸を加えた號俸をもつてその俸給額とする。

二 相互の級が別表第五によつて同格とみなされるものでないときは、まず前號の規定を適用して従前適用を受けていた一般俸給表の級と同格の他の特別俸給表の級における俸給を算出し、次にその級からあらたに格付けされる級に昇格又は降格されるものとして、第十三條又は第十五條の規定を適用してその俸給額を決定するものとする。

（非現業職員と現業職員又は船員との交流の場合の俸給の調整）

第二十三條 非現業職員が現業職員若しくは船員となつた場合、又は現業職員若しくは船員が非現業職員となつた場合においては、左の各號によりその俸給を調整する。

一 相互の級が別表第五によつて同格であるときとみなされるものであるときは、従前の號俸に別表第七の二に定める調整號俸を、非現業職員が現業職員若しくは船員となつた場合においては加え、又現業職員若しくは船員が非現業職員となつた場合においては、控除した號俸をもつてその俸給額とする。

二 相互の級が別表第五によつて同格とみなされるものでないときは、前條第二號の規定を準用してその俸給額を決定するものとする。

【註】この規定で「現業職員」とは、鐵道現業俸給表の適用を受ける者をいい、「船員」とは、船員俸給表の適用を受ける者をいう。

（現業職員と船員との交流の場合の俸給の調整）

第二十四條 現業職員が船員となり、又は船員が現業職員となつた場合においては、次の各號によりその俸給を調整する。

一 相互の級が別表第五によつて同格であるとみなさ

れるものであるときは、従前の號俸に別表第七の三に定める調整號俸を、現業職員が船員となつた場合においては加え、又船員が現業職員となつた場合においては控除した號俸をもつてその俸給額とする。

二 相互の級が別表第五によつて同格とみなされるものでないときは、第二十二條第二號の規定を準用してその俸給額を決定するものとする。

（特定職員の轉勤、轉職の場合の俸給）

第二十五條 現業職員のうち、別表第八に掲げる者（以下「特定職員」という）が、特定職員相互間において轉勤、轉職した場合、若しくはその他の現業職員となつた場合、又はその他の現業職員が特定職員となつた場合においては、左の各號により、その俸給を調整する。

一 特定職員が相互間において轉勤又は轉職した場合において、別表第九によつてその勤務地域に差があるときは、従前の號俸に別表第十の調整號俸を加え、又は控除した號俸をもつて、その俸給額とする。

二 特定職員がその他の現業職員となつた場合においては、その職員はすべて別表第九における當該職種の下位の地域に勤務しておつたものとみなして、前號の規定を適用して算定した額をもつて、その俸



給額とする

三 その他の現業職員が特定職員となつた場合においては、前職の俸給額をもつて別表第九における新職種の最下位の地域における俸給額とみなして、その地域差に應じて第一號の規定を適用して算定した額をもつて、その俸給額とする

2 前項の措置によつて俸給額がその属する級の幅のうちには該当しない場合においては、新職種について定められた級の幅の範囲内において、その格付けを變更す

ることができる。

(特殊の職務に對する俸級の調整)

第二十六條 普通學講師及び涉外事務専従者と、その他の職員との交流の場合における俸給の調整については別に定めるところによる。

附則

この達は、昭和二十四年一月一日から適用する。

別表第一

一般俸給表

職務の級	一號	二號	三號	四號	五號	六號	七號	八號	九號	十號
一級	二,四〇〇圓	二,四七〇圓	二,五四〇圓	二,六一〇圓	二,六八〇圓	二,七五〇圓	二,八二〇圓	二,八九〇圓	二,九六〇圓	三,〇三〇圓
二級	二,一〇〇圓	二,一七〇圓	二,二四〇圓	二,三一〇圓	二,三八〇圓	二,四五〇圓	二,五二〇圓	二,五九〇圓	二,六六〇圓	二,七三〇圓
三級	一,八〇〇圓	一,八七〇圓	一,九四〇圓	二,〇一〇圓	二,〇八〇圓	二,一五〇圓	二,二二〇圓	二,二九〇圓	二,三六〇圓	二,四三〇圓
四級	一,五〇〇圓	一,五七〇圓	一,六四〇圓	一,七一〇圓	一,七八〇圓	一,八五〇圓	一,九二〇圓	一九九〇圓	二,〇六〇圓	二,一三〇圓
五級	一,二〇〇圓	一二七〇圓	一,三四〇圓	一,四一〇圓	一,四八〇圓	一,五五〇圓	一,六二〇圓	一,六九〇圓	一,七六〇圓	一,八三〇圓
六級	一,〇〇〇圓	一,〇七〇圓	一,一四〇圓	一二一〇圓	一二八〇圓	一,三五〇圓	一,四二〇圓	一,四九〇圓	一,五六〇圓	一,六三〇圓

別表第二

鐵道現業俸給表

職務の級	一號	二號	三號	四號	五號	六號	七號	八號	九號
一級	二,五四〇圓	二,六一〇圓	二,六八〇圓	二,七五〇圓	二,八二〇圓	二,八九〇圓	二,九六〇圓	三,〇三〇圓	三,一〇〇圓
二級	二,二四〇圓	二,三一〇圓	二,三八〇圓	二,四五〇圓	二,五二〇圓	二,五九〇圓	二,六六〇圓	二,七三〇圓	二,八〇〇圓
三級	一,九四〇圓	二,〇一〇圓	二,〇八〇圓	二,一五〇圓	二,二二〇圓	二,二九〇圓	二,三六〇圓	二,四三〇圓	二,五〇〇圓
四級	一,六四〇圓	一,七一〇圓	一,七八〇圓	一,八五〇圓	一九二〇圓	一九九〇圓	二,〇六〇圓	二,一三〇圓	二,二〇〇圓
五級	一,三四〇圓	一,四一〇圓	一,四八〇圓	一,五五〇圓	一,六二〇圓	一,六九〇圓	一,七六〇圓	一,八三〇圓	一九〇〇圓
六級	一,一四〇圓	一二一〇圓	一二八〇圓	一,三五〇圓	一,四二〇圓	一,四九〇圓	一,五六〇圓	一,六三〇圓	一,七〇〇圓
七級	一,〇〇〇圓	一,〇七〇圓	一,一四〇圓	一二一〇圓	一二八〇圓	一,三五〇圓	一,四二〇圓	一,四九〇圓	一,五六〇圓
八級	八〇〇圓	八七〇圓	九四〇圓	一,〇一〇圓	一,〇八〇圓	一,一五〇圓	一二二〇圓	一二九〇圓	一,三六〇圓
九級	六〇〇圓	六七〇圓	七四〇圓	八一〇圓	八八〇圓	九五〇圓	一,〇二〇圓	一,〇九〇圓	一,一六〇圓
十級	四〇〇圓	四七〇圓	五四〇圓	六一〇圓	六八〇圓	七五〇圓	八二〇圓	八九〇圓	九六〇圓



別表第三

船員俸級表

職務 の級	給	一號	二號	三號	四號	五號	六號	七號	八號	九號
十二級	給	二,六九五	二,八四八	三,〇四一	三,二三四	三,四二七	三,六〇〇	三,七七三	三,九四六	四,一一九
十一級	給	二,八四八	三,〇四一	三,二三四	三,四二七	三,六〇〇	三,七七三	三,九四六	四,一一九	四,三九二
十級	給	三,〇四一	三,二三四	三,四二七	三,六〇〇	三,七七三	三,九四六	四,一一九	四,三九二	四,五八五
九級	給	三,二三四	三,四二七	三,六〇〇	三,七七三	三,九四六	四,一一九	四,三九二	四,五八五	四,七八八
八級	給	三,四二七	三,六〇〇	三,七七三	三,九四六	四,一一九	四,三九二	四,五八五	四,七八八	五,〇八二
七級	給	三,六〇〇	三,七七三	三,九四六	四,一一九	四,三九二	四,五八五	四,七八八	五,〇八二	五,三七六
六級	給	三,七七三	三,九四六	四,一一九	四,三九二	四,五八五	四,七八八	五,〇八二	五,三七六	五,六七〇
五級	給	三,九四六	四,一一九	四,三九二	四,五八五	四,七八八	五,〇八二	五,三七六	五,六七〇	五,九六四
四級	給	四,一一九	四,三九二	四,五八五	四,七八八	五,〇八二	五,三七六	五,六七〇	五,九六四	六,二五八
三級	給	四,三九二	四,五八五	四,七八八	五,〇八二	五,三七六	五,六七〇	五,九六四	六,二五八	六,五五二
二級	給	四,五八五	四,七八八	五,〇八二	五,三七六	五,六七〇	五,九六四	六,二五八	六,五五二	六,八四六
一級	給	四,七八八	五,〇八二	五,三七六	五,六七〇	五,九六四	六,二五八	六,五五二	六,八四六	七,一四〇

九級	給	七,二九	七,四二六	七,六三六	七,八五七	八,〇八二	八,三一二	八,五五二
十級	給	八,〇八二	八,三一二	八,五五二	八,七八七	九,〇四七	九,三〇七	九,五七一
十一級	給	八,七九六	九,〇四七	九,三〇七	九,五七一	九,八四七	一〇,一三九	一〇,四三二
十二級	給	九,八四七	一〇,一三九	一〇,四三二	一〇,七二四	一〇,九一六	一一,一〇八	一一,三〇〇

別表第四

號俸表

號俸	俸給額	號俸	俸給額	號俸	俸給額	號俸	俸給額
一	二,四〇〇	一五	五,五五五	四三	七,八七七	五七	二,六六四
二	二,四七〇	一六	三,六六七	四四	八,〇八二	五八	二,九九八
三	二,五四一	一七	三,七三七	四五	八,三三三	五九	三,三四一
四	二,六一三	一八	三,八八〇	四六	八,五五一	六〇	三,六八五
五	二,六八八	一九	三,九九一	四七	八,七九六	六一	三,〇五八
六	二,七六五	二〇	四,一〇五	四八	九,〇四七	六二	三,三四三
七	二,八四四	二一	四,二二〇	四九	九,三〇六	六三	三,八二六
八	二,九二六	二二	四,三三四	五〇	九,五七三	六四	二,四三二
九	三,〇〇九	二三	四,四六八	五一	九,八四七	六五	二,四六九
一〇	三,〇九六	二四	四,五六六	五二	一〇,一三九	六六	二,五〇七
一一	三,一八四	二五	四,六七七	五三	一〇,四三二	六七	二,五四七
一二	三,二七五	二六	四,七八三	五四	一〇,七二四	六八	二,五九〇
一三	三,三六九	二七	五,〇〇一	五五	一一,〇一四	六九	二,六三五
一四	三,四六六	二八	五,一四五	五六	一一,三〇九	七〇	二,六八四



職名	地域
	區分
濱川崎(含扇町)、新宿、久、高島、新小岩、立川、品川、入江(含新興)、東横濱、横濱港、池袋、東高島(含千代)、汐	A
	B
	C

別表第九

別表第八

導線手・饋線手・豫備導内手・荷扱手・炭水手・整備掛・會圖手・線路工事・電力工事

級別	調整號俸
1級	5號
2	5
3	4
4	5
5	3
6	3
7	4
8	5
9	5
10	4
11	5
12	5

別表第七〇五

級別	調整號俸	
	現業	非現業
1級	1號	6號
2	1	6
3	1	5
4	2	7
5	2	5
6	1	4
7	1	5
8	1	6
9	1	6
10	1	5
11	0	5
12	0	5

別表第七〇二

別表第七

一般級別	調整號俸	
	現業職員	船員
1級	1號	6號
2	1	6
3	2	6
4	3	8
5	5	8
6	3	6
7	3	7
8	3	8
9	2	7
10	1	5
11	0	5
12	0	5

別表第六

一般級別	調整號俸
1級	0號
2	0
3	1
4	1
5	3
6	2
7	2
8	2
9	1
10	0

別表第五

一般	鐵道	船員
1級	1級	1級
2	2	2
3	3	3
4	4	4
5	5	5
6	6	6
7	7	7
8	8	8
9	9	9
10	10 11	10
11	12	11
12		12











3 職員が、第五條の場合に該當し又は第七條の事務を終了したときは、その者に對する俸給は前各項の規定にかかわらず、その際これを支給することができ

【註】 この規程で「休日」とは國民の祝日をいう。

(給與の減額)

第九條 職員が勤務しないときは(遅参、早退その他一部缺勤を含む)左に掲げる場合を除くの外、その勤務しないすべての時間に對し一時間につき第十二條に規定する勤務一時間當り給與額(以下一時間當り給與額という)を減額して給與を支給する。

一 日本國有鐵道職員勤務及び休暇規程(以下勤務及び休暇規程という)第六條により勤務したものとみなされる場合。

二 私傷病により勤務しない場合において醫師の證明書に基き所屬長が、最少限度必要と認める日、又は時間。

【註】 この規程で「勤務又は勤務時間」とはすべて休憩時間及び睡眠時間を除いた實勤務又は實勤務時間をいう。

第十條 第九條第二號の場合において、その勤務しない日數が引續き九十日をこえるときは、給與を半減す

る。

【註】 一、この規定において「給與」とは、俸給とこれに對する勤務地手當とする。

二、病氣缺勤の場合、中間において年次有給休暇をとつても、その日を除き前後の缺勤日數を通算し、九十日の期間は更新されない。

三、病氣缺勤の中間において、公休日又は勤務及び休暇規程第六條により勤務したものと見なされた日があつても、これを同一事由による缺勤とみなし、缺勤日數に通算する。引き続き病氣缺勤九十日をこえ給與を半減される期間中に休日があつても、給與は半減のままである。

第十一條 第九條により減額すべき給與額はその月の分の俸給に對應する額及び勤務地手當に對應する額を、それぞれ翌日以降の別表第一の俸給及びこれに對する勤務地手當の額から控除する。

【註】 例えば勤務地手當が二割であるものについては、勤務地手當に對應する額とは、減額すべき給與額の十二分の二に相當する額(算出した金額に端位未滿の端數を生じたときの取扱は、國庫出納金端數計算法による取扱の例によること)とし、俸給に對應する額とは、右金額以外の額として取扱う。

(一時間當り給與額)

第十二條 一時間當り給與額とは、別表第一に掲げる俸給月額と、これに對する勤務地手當との合計額に十二を乗じ、この額を一週間又は一週間平均の勤務時間に五十二を乗じたもので除した額をいうものとする。

2 前項の一週間又は一週間平均の勤務時間は次による。

一 勤務及び休暇規程第二十六條により勤務する者及び日勤、夜勤、三交代、四交代、特殊交代の勤務者並びに乗務員(第六號に掲げる者を除く) 四十八時間

二 特殊日勤勤務者 六十時間

一日平均十時間の者 一日平均勤務時間を六倍した時間

一日平均十時間未滿の者 五十四時間

一晝夜交代勤務者 六十時間

直制交代勤務者 五十二時間

循環交代勤務者 日勤、一晝夜交代勤務を循環する者 五十一時間

日勤、夜勤、一晝夜勤務を循環する者 五十一時間  
右以外の循環交代勤務者 一循環内の一日平均勤務時間を六倍した時間。

六 船舶乗務員(船員法の適用ある者に限る)

七 助勤を本位とする職員については、平常におけるおもな勤務につき定めるところによる。 五十六時間

(超過勤務手當)

第十三條 正規の勤務時間をこえ勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間をこえて勤務したすべての時間に對して一時間につき一時間當り給與額に左の割合を乗じた額を超過勤務手當として支給する。

一 正規の勤務時間をこえ一日八時間になるまでの部分 百分の百

二 一日八時間をこえる部分 百分の百二十五

2 公休日において臨時に勤務することを命ぜられた職員には、その勤務したすべての時間に對して一時間につき一時間當りの給與額に左の割合を乗じた額を超過勤務手當として支給する。

一 その勤務が一日八時間になるまでの部分 百分の百

二 その勤務が一日八時間をこえる部分 百分の百二十五

【註】 一、この規程で「正規の勤務時間」とは事實上あらかじめ割り振られた一日の勤務時間をいい、二日間にわたるような勤務については「一日の勤務時間」とはその一勤務の時間をいう。



二、「正規の勤務時間をこえて」とは、退出定刻後勤務することを命ぜられた場合はもちろん、指定勤務の拘束時間内でも、臨時に正規の休憩時間又は睡眠時間に勤務することを命ぜられ賃働があつた場合をも含むものである。

三、年末・年始の休暇日（公休日に當つた場合を除く）に臨時に勤務を命ぜられた場合においては正規の勤務時間内の勤務に對しては、超過勤務手當を支給せず、その時間をこえる勤務についてのみ第一項の勤務として取扱う。

四、従來の日直及び宿直手當は認められないことになつたため、特に嚴密に査定した賃働勤務についてのみ、宿直勤務は第一項の、日直勤務は第二項の勤務として取り扱う。

五、正規の勤務時間を八時間とする者が、一時間遅参の場合における退出時刻後一時間までの勤務、正規のその日の勤務時間が五時間である場合の八時間になるまでの勤務及び午前中半日休暇をとり午後出勤したものが、退出時刻をこえて勤務することを命ぜられた場合に出勤時刻から八時間になるまでの勤務等の如きは、その支給割合は百分の百である。

六、非番日に臨時に勤務させた場合の超過勤務

手當の支給割合は第一項第二號による。

第十四條 超過勤務が二十二時から翌日の七時までの間である場合、その部分については、前條の勤務一時間當り給與額に對する支給割合は百分の百五十とする。

【註】 この場合においては、勤務八時間に満たない場合であつても百分の百五十である。

第十五條 豫定された公休日又は非番日において臨時に第十一條による各勤務種別一週間の勤務時間の六分の一の時間（以下一日平均勤務時間という）以上勤務させたため他の日においてこれに代る公休日又は非番日を與えた場合は、一時間當り給與額に一日平均勤務時間を乗じた額を超過勤務手當の計算額から控除する。

（休日給）

第十六條 休日に勤務割により勤務する職員及び當日臨時に勤務すべきことを命ぜられた職員には、正規の勤務時間内において現に勤務した時間に對し、一時間につき一時間當り給與額に百分の百二十五を乗じた額を休日給として支給する。

【註】 一、休日給は、休日における正規の勤務時間中の勤務に對して支給するものであるから、正規の勤務時間をこえる勤務については、超過勤務手當を支給する。

二、休日が公休日に當つた場合は、公休日勤務

として取扱う。

第十七條 休日に勤務させたため、代休を與えた場合は一時間當り給與額に休日給を支給した時間數を乗じた額を休日給の計算額から控除する。

（夜勤手當）

第十八條 正規の勤務が二十二時から翌日の五時までの間にある職員には、その間の勤務に對し、一時間につき一時間當り給與額に百分の二十五を乗じた額を夜勤手當として支給する。

（超過勤務手當、休日給及び夜勤手當の支給日）

第十九條 超過勤務手當、休日給及び夜勤手當は、その月分を翌月の俸給支給日（月二回俸給が支給される場合にあつてはその前期の支給日）から五日以内に支給する。

2 第八條第三項の規定は、超過勤務手當、休日給及び夜勤手當の支給について適用する。

（帳簿）

第二十條 所屬長は、超過勤務、休日勤務及び夜勤命令簿（別表第二）並びに超過勤務手當、休日給及び夜勤手當整理簿（別表第三）を作成し、必要事項を記入しこれを保管しなければならない。

（時間計算）

第二十一條 給與の減額及び超過勤務手當、休日給又は夜勤手當支給の基礎となる勤務時間數は、それぞれその月の全時間數（超過勤務手當のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに各別に計算した時間數）によつて計算するものとし、この場合においてその時間數に一時間未満の端數を生じた場合においては、その端數が三十分以上のときは一時間とし、三十分未満のときは切り捨てる。

（は數計算）

第二十二條 この規程により計算した俸給、超過勤務手當、休日給及び夜勤手當の額に一圓未満の端數を生じた場合においては、各別に、且つ、支給期ごとに五十錢以上のときはこれを一圓に切り上げ四十九錢以下のときはこれを切り捨てる。

【註】 恩給法納金、所得税、共済組合掛金等は、この規定の端數計算によつて得た金額を基礎として計算し、その結果更に端數がある場合は、國庫出納金端數計算法（共済組合掛金については國鐵共済組合運営規則による）に基いて處理する。

附則



第二十三條 この達は、昭和二十四年一月一日から適用する。但し、俸給の支給に關する第二條から第八條まで及び第二十二條の規程は、昭和二十三年十二月一日から適用する。

第二十四條 昭和二十四年一月分及び二月分として支給される俸給は、別表第一の俸給額から百分の一七五を控除した額をもつて支給額とする。

2 恩給、退職手當、國庫納金、共濟組合給付及び掛金、超過勤務手當、休日給、夜勤手當及び給與の減額等の基礎となる昭和二十四年一月分及び二月分の俸給は、百分の一七五を控除しない別表第一の俸給額とする。

第二十五條 昭和二十四年一月七日以前に官吏分限令により休職を命ぜられた職員に對する俸給の支給については、なお従前の例による。

第二十六條 昭和二十三年十二月一日以後において既に支給を受けたこの規程による俸給に相當する給與は、この規程による俸給の内拂とみなす。

第二十七條 運輸省陸運關係所屬雇員給料支給規程（昭和二十一年九月達第四八四號）及び運輸省陸運關係現業職員勤勉手當支給規程（昭和二十一年九月達第四八五號）は、昭和二十三年十二月三十一日限り廢止する。

別表第一

號俸	俸給額	號俸	俸給額	號俸	俸給額	號俸	俸給額
一	一、四〇〇	八	三、九二六	一五	三、五五五	二九	五、三九二
二	一、四七〇	九	三、〇〇九	一六	三、六六七	三〇	五、四四四
三	一、五四一	一〇	三、〇九六	一七	三、七七一	三一	五、六〇〇
四	一、六一三	一一	三、一八四	一八	三、八八〇	三二	五、七六〇
五	一、六八八	一二	三、二七五	一九	三、九七一	三三	五、九二五
六	一、七六五	一三	三、三六九	二〇	四、一〇五	三四	六、〇九四
七	一、八四四	一四	三、四六六	二一	四、二三三	三五	六、二六九

三六	六、四四八	四三	七、八五七	五〇	九、五七三	六四	一四、三二二
三七	六、六三三	四四	八、〇八二	五一	九、八四七	六五	一四、六八九
三八	六、八三三	四五	八、三三三	五二	一〇、一三九	六六	一五、〇三七
三九	七、〇三八	四六	八、五八一	五三	一〇、四四九	六七	一五、四六七
四〇	七、三二九	四七	八、七八六	五四	一〇、七七七	六八	一五、九一〇
四一	七、四三六	四八	九、〇四七	五五	一一、〇三四	六九	一六、三六五
四二	七、六三八	四九	九、三六六	五六	一一、三三九	七〇	一六、八三四

別表第二(省略)

別表第三(省略)



### 日本國有鐵道職員扶養手當支給規程

昭和二十四年三月二十五日 達第一四五號  
改正 昭和二十四年七月 七日 達第一五九號

#### 第一條

日本國有鐵道職員であつて、扶養親族を有する者に對し、この規程により扶養手當を支給する。但し左に掲げる者には支給しない。

- 一 休職又は停職中の職員。
- 二 未歸還職員。

三 組合専従職員及び別に定める組合業務のための休暇中の職員。

四 非常勤の職員及び一般職種別賃金の適用を受ける職員。

五 臨時の雇傭人、臨時人夫及び直傭人夫。

【註】この規程に於て「職員」とは、日本國有鐵道に勤務し、一定の報酬を受ける者であつて、常勤を要しない者及び二箇月以内の期間を定めて雇用される者以外の者をいう。

第二條 扶養手當の支給については、左に掲げる者で、他に生計のみちがなく、主としてその職員の扶養を受けている者を扶養親族とする。

二 新たに扶養親族たる要件を具備する者があるに至つた場合。

三 扶養親族のうち扶養親族たる要件を缺く者があるに至つた場合。

第五條 所屬長は、前條の申請があつたときは、扶養親族であるかどうかの認定を行わなければならない。

二 所屬長が前項の認定を行うに當つては、左に掲げる條件をみたす者をもつて扶養親族とするようにしなければならない。

- 一 その者につき民間その他から扶養手當に相當する手當が支給されていないこと。
- 二 その者の勤勞所得、資産所得、事業所得等の合計額が月一、六八〇圓程度以下であること。

三 所屬長は毎年一回定期に扶養親族認定申請書の内容について異動の有無を確認しなければならない。

第六條 二人以上の者が同一の扶養親族を扶養する場合（職員でない者が扶養する場合を含む）の扶養手當の受給者の順序は、民法第七十八條に定める扶養義務者の順序により、なお同順位者がある場合には、その扶養親族と同居する者を先順位とし、その扶養親族と別居する者を後順位とし、更に同順位者がある場合には、それらの者の資力その他一切の事情を考慮して、所屬長が定める。

一 配偶者（届出をしないが事實上婚姻關係と同様の事情にある者を含む）

二 満十八歳未満の子及び孫。

三 満六十歳以上の父母及び祖父母。

四 満十八歳未満の弟妹。

五 不具癡疾者。

第三條 扶養手當の月額額は、前條第一號に該當する扶養親族については六百圓とし、同條第二號から第五號までの扶養親族については一人につき四百圓とする。但し、満十八歳未満の子のうち一人については六百圓とする。

二 扶養手當の額は、前條の扶養親族の員數にそれぞれ前項の一人當りの金額を乗じて得た額の合計額とする。

第四條 職員は、左の各號の一に該當する事實がある場合において、直ちにその旨を別紙扶養親族認定申請書により、その所屬長に申請しなければならない。

一 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合。

二 前項の受給者の順序は、當事者間の協議によつて定められた場合にはその當事者の連署をもつて、家庭裁判所の定めるところによつた場合には家庭裁判所の證明を添えて、扶養親族認定の申請に當り、これ（同順位であるときはその旨）を所屬長に届け出なければならない。

第七條 扶養手當は、

イ、第四條第一號及び第二號に該當する場合において、申請書を受理した日の屬する月の翌月からその支給を開始し、又は支給額を改訂する。

ロ、第四條第三號に該當する場合においては、その事實の發生した日の屬する月の翌月から支給額を改訂し、又はその支給をやめる。

第八條 職員が左に掲げる場合に該當し、給與を減額されるるときにも、扶養手當は減額しないこととする。

一 特に承認がなくて勤務しなかつたため、給與を減ぜられた場合。

二 病氣のため勤務しないこと九十日をこえ給與の半額を減ぜられた場合。

三 減給處分として給與を減ぜられた場合。

二 職員が第一條第一號又は第三號に該當又は非該當となつた場合のその月における扶養手當は、扶養手當の月額をその月の現日數から公休日（休日と重なつても



公休日として取扱う)を除いた日数で除して得た金額(その額に餞未滿の端數を生じたときは、餞位に滿たしめる)に左の區分により勤務しない日數が公休日を除き、その月の全日數にわたるときは日割計算を行わない。

- 一 休職又は停職となつた場合は、休職又は停職發令の當日から復職發令の前日までの日數。
- 二 組合専従職員となつた場合は、その當日から職務に復歸した日の前日までの日數。
- 三 別に定める組合業務のための休暇中はその休暇中の日數。

第九條 扶養手當の支給を受ける者が轉勤によつてその所屬箇所を異にするに至つた場合において、必要があるときは關係各箇所の上、協議の上、その月分の扶養手當は前所屬箇所においてその翌月分からの扶養手當は新所屬箇所において支給することができる。

第十條 前各條に定めるものの外、扶養手當の支給については、俸給支給の例による。

附 則

- 第十一條 削除
- 第十二條 同
- 第十三條 同

第十四條 同

第十五條 同

第十六條 同

第十七條 日本國有鐵道法施行の際、日本國有鐵道に引き繼がれた職員であつて、運輸省において扶養手當を受けていた職員については運輸省において申請していた扶養親族認定申請書を、この達に基づく扶養親族認定申請書とみなす。

日本國有鐵道勤務地手當支給規程

昭和二十三年十二月 達第六二四號  
改正 昭和二十四年三月 達第一四七號  
昭和二十四年七月 達第一五九號

第一條 日本國有鐵道職員にして、生計費が著しく高い

特定の地域に在勤する職員に對しこの規程により、勤務地手當を支給する。但し、左に掲げる者には、これを支給しない。

- 一 休職又は停職中の職員。
- 二 未歸還職員。
- 三 組合専従職員及び別に定める組合業務のための休暇中の職員。
- 四 非常勤の職員及び一般職種別賃金の適用を受ける職員。
- 五 臨時の雇傭人、臨時人夫及び直傭人夫。

【註】 この規程において「職員」とは、日本國有鐵道に勤務し、一定の報酬を受ける者であつて、常勤を要しない者及び二箇月以内の期間を定めて雇用される者以外の者をいう。

第二條 勤務地手當の月額、俸給の月額と扶養手當の

月額との合計額に左の割合を乗じて得た額とする。

- 一 特地として指定する地域所在箇所在勤にあつては三割。
- 二 東京都の區の存する區域、京都市、大阪市、横濱市、神戸市、名古屋市及びこれに準ずる地域(前號に該當する地域を除く)を甲地として、この地域所在官署在勤者にあつては二割。
- 三 前各號以外の市及びこれに準ずる地域は乙地として、この地域所在官署在勤者にあつては一割。

前項第一號特地並びに同項第二號及び第三號のこれに準ずる地域は別に定める。

第三條 轉任、轉職によつて勤務地手當の支給を受けることのできる要件を具備するようになったとき、若しくは、これを缺くようになったとき、又は勤務地手當の支給割合を異にするようになったときは、發令の日



止し、又は支給割合を改定する。

第四條 前各條に定めるものの外、勤務地手當の支給については、俸給支給の例による。但し、扶養手當に對應する勤務地手當の部分については、扶養手當支給の例による。

## 日本國有鐵道未歸還職員給與支給規程

昭和二十四年三月 達第一四七號

改正 昭和二十四年七月 達第一五九號

第一條 日本國有鐵道未歸還職員に對し、この規程により給與を支給する。

第二條 この規程において「未歸還職員」とは、内地（樺太を除く、以下同じ）外にある職員をいう。

第三條 未歸還職員に對して支給する給與は俸給及び扶養手當とし、この規程に別段の定がある場合を除くの外一般職員の例による。

第四條 俸給の月額は、左の各號に定めるところによる。

一 内地に扶養親族（日本國有鐵道職員扶養手當支給規程第二條による扶養親族をいう、以下同じ）を安置しない者にあつては、その者の昭和二十一年七月一日現在の俸給又は給料の額。

二 内地に扶養親族を残置する者で、

(イ) 未復員者給與法（昭和二十二年法律第百八十二號）の適用を受けない者にあつては、その者の昭和二十一年七月一日現在の俸給又は給料の額

(その額が別表上欄に掲げる額のいずれにも該當

しない場合には直近の額とし、二つの額のいずれにも等しく近い場合には直近上位の額とする）に對應する別表に掲げる新俸給額。

(ロ) 未復員者給與法の適用を受ける者にあつては、(イ)に定める新俸給の額から同法に基く俸給の額を控除した額。

第五條 扶養手當の月額は、左の各號に定めるところによる。

一 未復員者給與法の適用を受けない者にあつては、(イ) 勤務地手當の割合（日本國有鐵道職員勤務地手當支給規程第二條による割合をいう。以下同じ）が三割である地域を居住地とする扶養親族の分については、配偶者は七百八十圓、その他の扶養親族は一人につき五百二十圓。但し、滿十八歳未滿の子のうち一人については、七百八十圓。

(ロ) 勤務地手當の割合が二割である地域を居住地とする扶養親族の分については、配偶者は七百二



十圓、その他の扶養親族一人につき四百八十圓。但し、満十八歳未満の子のうち一人については七百二十圓。

(一) 勤務地手當の割合が一割である地域を居住地とする扶養親族の分については、配偶者は六百六十圓、その他の扶養親族は一人につき四百四十圓。但し、満十八歳未満の子のうち一人については六百六十圓。

(二) 勤務地手當の支給されない地域を居住地とする扶養親族の分については、配偶者は六百圓、その他の扶養親族は一人につき四百圓。但し、満十八歳未満の子のうち一人については六百圓。

二 未復員者給與法の適用を受ける者にあつては、前號の扶養手當の月額から同法に基く扶養手當の額を控除した額。

### 附 則

第六條 削除

第七條 削除

其  
の  
他



# 鐵道營業法

(明治三十三年三月十六日)  
法律第六十五號

改正 (明治四十三年四月一法五〇) 大正八年四月一法五二四  
昭和四年三月一法三八 昭和二十三年七月一法一二二

## 第一章 鐵道の設備及運送

第一條 鐵道の建設、車輛器具の構造及運轉は命令を以て定むる規程に依るべし。

第二條 本法其他特別の法令に規定するもの外鐵道運送に關する特別の事項は鐵道運輸規程の定むる所に依る。

鐵道運輸規程は命令を以て之を定む。

第三條 運賃其他の運送條件は關係停車場に公告したる後に非ざれば之を實施することを得ず。

國有鐵道以外の鐵道の運賃其他の運送條件の加重を爲さんとする場合に於ては前項の公告は七日以上之を爲すことを要す。

第四條 傳染病患者は主務大臣の定むる規程に依るに非ざれば乗車せしむることを得ず。

附添人なき重病者の乗車は之を拒絶することを得。

第五條 火藥其他爆發質危險品は鐵道が其の運送取扱

の公告を爲したる場合の外其の運送を拒絶することを得。

第六條 鐵道は左の事項を具備したる場合に於ては貨物の運送を拒絶することを得ず。

一 荷送人が法令其他鐵道運送に關する規定を遵守するとき。

二 貨物の運送に付特別なる責務の條件を荷送人より求めざるとき。

三 運送が法令の規定又は公の秩序若は善良の風俗に反せざるとき。

四 貨物が成規に依り其の線路に於ける運送に適するとき。

五 天災事變其他己むを得ざる事由に基因したる運送上の支障なきとき。

前項の規定は旅客運送に之を準用す。

第七條 運送に付特別の設備を要する貨物に關しては鐵道は其の設備ある場合に限り之を引受くるの義務を負



う。

第八條 鐵道は直に運送を爲し得べき場合に限り貨物を受取るべき義務を負う。

第九條 貨物は運送の爲受取りたる順序に依り之を運送することを要す。但し、運輸上正當の事由若は公益上の必要あるときは此の限に在らず。

第十條 鐵道は貨物の種類及性質を明告すべきことを荷送人に求むることを得。若し其の種類及性質に付疑あるときは荷送人の立會を以て之を點檢することを得。點檢に因り貨物の種類及性質が荷送人の明告したる所と異ならざる場合に限り鐵道は點檢に關する費用を負担し且之が爲生したる損害を賠償するの責に任ず。

前二項の規定は火藥其の他爆發質危險品を成規に反し手荷物中に收納したる疑ある場合に之を準用す。

第十一條 旅客又は荷送人は手荷物又は運送品託送の際鐵道運輸規程の定むる所に依り表示料を支拂い要償額を表示することを得。

前項の規定に依る表示額が託送手荷物又は運送品の引渡期間末日に於ける到達地の價格及引渡なき場合に於て旅客又は荷送人が受くべき其の他の損害の合計額を超越るときは其の超過部分に付ては其の表示は之を無効とす。

第十一條ノ二 要償額の表示ある託送手荷物又は運送品

一 要償額の表示あるときは其の表示額

二 要償額の表示なきときは其の運賃額

前項の賠償額の制限は託送手荷物又は運送品が鐵道の悪意又は重大なる過失に因りて延着したる場合には之を適用せず。

第十三條 鐵道が引渡期間満了後一月を経過するも託送手荷物又は運送品の引渡を爲さざる場合に於ては旅客又は貨主は滅失に因る損害賠償を請求することを得。但し鐵道の責に歸すべからざる事由に因り引渡を爲さざる場合は此の限に在らず。

前項の規定に依り賠償を受けたる者は其の請求の際留保を爲したるときは到達の通知を受けたる後一月内に限り賠償金を返還して託送手荷物又は運送品の引渡を受くることを得。

第十三條ノ二 荷受人及荷送人を確知すること能はざる運送品は主務大臣の定むる所に依り公告を爲したる後六月間に其の権利者を知る能はざる場合に於ては鐵道其の所有権を取得す。託送手荷物及一時預り品に付亦同じ。

第十三條ノ三 鐵道が其の責に歸すべからざる事由に因り貨物の引渡を爲すこと能はざるときは貨主の費用を以て之を倉庫營業者に寄託することを得。貨物を寄託したるときは鐵道は遲滞なく荷受人及荷受

の滅失又は毀損に因る損害に付賠償の責に任ずる場合に於ては鐵道は表示額を限度として一切の損害を賠償する責に任ず、此の場合に於て鐵道は損害額が左の額に達せざることを證明するに非ざれば左の額の支拂を免ることを得ず。

一 全部滅失の場合に於ては表示額。

二 一部滅失又は毀損の場合に於ては引渡ありたる日(延着したるときは引渡期間末日)に於ける到達地の價格に依り計算したる價格の減少割合を表示額に乗じたる額。

託送手荷物、高價品又は動物に付ては託送の際旅客又は荷送人が要償額の表示を爲さざる場合に於ては鐵道は鐵道運輸規程の定むる最高金額を超え其の滅失又は毀損に因る損害を賠償する責に任ぜず。

前二項の賠償額の制限は託送手荷物又は運送品が鐵道の悪意又は重大なる過失に因りて滅失又は毀損したる場合には之を適用せず。

第十二條 引渡期間満了後託送手荷物又は運送品の引渡を爲したる場合に於ては延着とす。

引渡期間は鐵道運輸規程の定むる所に依る。

延着に因る損害に付賠償の責に任ずる場合に於ては鐵道は左の額を限度として鐵道運輸規程の定むる所に依り一切の損害を賠償する責に任ず。

人に對し其の通知を發することを要す。

貨物を寄託したる場合に於て倉庫證券を作成せしめたるときは其の證券の交付を以て貨物の引渡に代うることを得。

鐵道は第一項の費用の辨濟を受くる迄倉庫證券を留置することを得。

前四項の規定は貨物の引取期間内に其の引取なき場合に之を準用す。

第十四條 運賃償還の債權は一年間之を行はざるときは時効に因りて消滅す。

第十五條 旅客は營業上別段の定める場合の外運賃を支拂い乗車券を受くるに非ざれば乗車することを得ず。乗車券を有する者は列車中座席の存在する場合に限り乗車することを得。

第十六條 旅客が乗車前旅行を止めたるときは、鐵道運輸規程の定むる所に依り運賃の拂戻を請求することを得。乗車後旅行を中止したるときは運賃の拂戻を請求することを得ず。

第十七條 天災事變其の他己むを得ざる事由に因り運送に著手し又は之を繼續すること能はざるに至りたるときは旅客及荷送人は契約の解除を爲すことを得。此の場合に於て鐵道は既に爲したる運送の割合に應じ運賃



其の他の費用を請求することを得。

第十八條 旅客は鐵道係員の請求ありたるときは何時にても乗車券を呈示し検査を受くべし。

有效の乗車券を所持せず又は乗車券の検査を拒み又は取集の際之を渡さざる者は鐵道運輸規程の定むる所に依り割増賃金を支拂うべし。

前項の場合に於て乗車停車場不明なるときは、其の列車の出發停車場より運賃を計算す。乗車等級不明なるときは其の列車の最優等級に依り運賃を計算す。

第十八條ノ二 第三條、第六條乃至第十三條、第十四條、第十五條及第十八條の規定は鐵道と通し運送を爲す場合に於ける船舶、軌道、自動車又は索道に依る運送に付之を準用す。

第十八條ノ三 鐵道と船舶と通し運送を爲す場合の運送に付ては請求に因り荷送人は全運送に對し運送狀を交付することを要す。

前項の場合に於ては荷送人の請求に因り全運送に對し貨物引換證を交付することを要す。

前二項の運送狀又は貨物引換證に付ては鐵道運送に於ける運送狀又は貨物引換證に關する規程を準用す。

第十八條ノ四 前二條の規定の適用を受くべき船舶に依る運送の區間及其の運送業者は命令を以て之を定む。

第二章 鐵道係員

第十九條 鐵道係員の職制は命令を以て之を定む。

第二十條 地方鐵道業者は鐵道係員の服務規程を定め監督官廳の認可を受くることを要す。

第二十一條 主務大臣は鐵道係員たるに要する資格を定むることを得。

第二十二條 旅客及公衆に對する職務を行ふ鐵道係員は一定の制服を著すべし。

第二十三條 地方鐵道係員は職務上の義務に違背し若は職務を怠り又は失行ありたるときは懲戒を受く。

地方鐵道業者は懲戒に關する規程を定め監督官廳の認可を受くべし、懲戒を爲すべき場合に於て地方鐵道業者之を爲さざるときは監督官廳に於て懲戒を爲すことを得。

第二十四條 鐵道係員職務取扱中旅客若は公衆に對し失行ありたるときは三十圓以下の罰金又は科料に處す。

第二十五條 鐵道係員職務上の義務に違背し又は職務を怠り旅客若は公衆に危害を醸すの虞ある行爲ありたるときは三月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處す。

第二十六條 鐵道係員旅客を強いて定員を超え車中に乗込ませしめたるときは、三十圓以下の罰金又は科料に處す。

第二十七條 (削除)

第二十八條 鐵道係員道路踏切の閉通を怠り又は故なく車輛其の他の器具を踏切に留置し因て往來を妨害したるときは三十圓以下の罰金又は科料に處す。

第二十八條ノ二 第十九條及第二十一條の規定は政府及公共團體の鐵道に、第二十條及第二十三條の規定は公共團體の鐵道に之を適用せず。

第三章 旅客及公衆

第二十九條 鐵道係員の許諾を受けずして左の所爲を爲したる者は五十圓以下の罰金又は科料に處す。

- 一 有效の乗車券なくして乗車したるとき。
- 二 乗車券に指示したるものより優等の車に乗りたるとき。
- 三 乗車券に指示したる停車場に於て下車せざるとき。

第三十條 託送手荷物又は運送品の種類又は性質を詐稱したる者は五十圓以下の罰金又は科料に處す。記名乗車券を買求むる際氏名を詐稱したる者亦同じ。

第三十條ノ二 前二條の所爲は鐵道の告訴を待つて其の罪を論ず。

第三十一條 鐵道運送に關する法令に背き火藥類其の他爆發質危險品を託送し又は車中に携帶したる者は五十圓以下の罰金又は科料に處す。

第三十二條 列車警報機を濫用したる者は五十圓以下の罰金又は科料に處す。

第三十三條 旅客左の所爲を爲したるときは三十圓以下の罰金又は科料に處す。

- 一 列車運轉中乗降したるとき。
- 二 列車運轉中車輛の側面に在る車扉を開きたるとき。
- 三 列車中旅客乗用に供せざる箇所に乗りたるとき。

第三十四條 制止を肯ぜずして左の所爲を爲したる者は十圓以下の科料に處す。

- 一 停車場其の他鐵道地内吸煙禁止の場所及吸煙禁止の車内に於て吸煙したるとき。
- 二 婦人の爲に設けたる待合室及車室等に男子妄りに立入りたるとき。

第三十五條 鐵道係員の許諾を受けずして車内、停車場其の他鐵道地内に於て、旅客又は公衆に對し寄附を請ひ、物品の購買を求め、物品を配付し其の他演說勸誘等の所爲を爲したる者は科料に處す。

第三十六條 車輛、停車場其の他鐵道地内の標識揭示を改竄、毀棄、撤去し又は燈火を滅し又は其の用を失はしめたる者は五十圓以下の罰金又は科料に處す。

信號機を改竄、毀棄、撤去したる者は三年以下の懲役に處す。



第三十七條 停車場其の他鐵道地内に妄りに立入りたる者は十圓以下の料料に處す。

第三十八條 暴行・脅迫を以て鐵道係員の職務の執行を妨害したる者は一年以下の懲戒に處す。

第三十九條 車内、停車場其の他鐵道地内に於て發砲したる者は三十圓以下の罰金又は料料に處す。

第四十條 列車に向け瓦石類を投擲したる者は料料に處す。

第四十一條 第四條の規定に違反し傳染病患者を乗車せしめたる者は百圓以下の罰金又は料料に處す、傳染病患者其の病症を隠蔽して乗車したるとき亦同じ。

前項の場合に於て途中下車せしめたるるときと雖既に支拂いたる運賃は之を還付せず。

第四十二條 左の場合に於て鐵道係員は旅客及公衆を車外又は鐵道地外に退去せしむることを得。

一 有效の乗車券を所持せず又は検査を拒み運賃の支拂を肯ぜざるとき。

二 第三十三條第三號の罪を犯し鐵道係員の制止を肯ぜざるとき又は第三十四條の罪を犯したるとき。

三 第三十五條、第三十七條の罪を犯したるとき。

四 其の他車内に於ける秩序を紊るの所爲ありたるとき。

前項の場合に於て既に支拂いたる運賃は之を還付せず。

第四十三條 (削除)

附則

第四十四條 (削除)

第四十五條 本法施行の期日は勅令を以て之を定む(明治三十三年八月勅令第三三〇號を以て同年十月一日より施行)鐵道略則、鐵道犯罪罰例、明治十六年七月第二十三號布告は之を廢止す。

【註】罰金又は料料については、罰金等臨時措置法(昭和二三、一二、一八法二五二)によりその多額が二千圓に満たないときはこれを二千圓とし、その寡額が千圓に満たないときは千圓とすることに定められている。

鐵道運輸規程

昭和十七年二月二十三日 鐵道省令第三號

改正 昭一八・四一鐵令第四號 昭一八・五一鐵令第二號 昭一九・三三鐵令第五號 昭二一・二二鐵令第七號 昭二二・七七鐵令第一號 昭二三・七七鐵令第六號

第一章 總則

第一條 鐵道は運輸の安全便益を旨とし係員をして懇切に其の職務を行わしむべし。

第二條 旅客、貨主及び公衆は鐵道係員の職務上の指圖に従ふべし。

第三條 旅客、手荷物又は貨物の取扱に關する鐵道の處置を不當なりとして申告を爲したる者に對しては鐵道は遲滞なく之が辯明を爲すべし。但し、氏名及び住所を明示せざる者に對しては此の限りに在らず。

第四條 鐵道は停車場に運賃表、料金表、旅客列車(混合列車を含む以下同じ)の時刻表其の他運輸上必要な諸表規則等を備附くべし。

第五條 鐵道は旅客又は貨主に對し通知を發すべき場合に於て其の責に歸すべからざる事由に因り之を發すること能わざるとき又は著しく困難なるときは當該停車場に於ける揭示を以て之に代ふることを得。

第六條 鐵道が朝鮮、臺灣、關東州又は外國の鐵道及び之等の地域に至る船舶と通し運送を爲す場合に於ける運送に關しては鐵道は運輸大臣の認可を受け本令の規定に依らざることを得。

第七條 第十九條、第二十八條乃至第三十四條、第五十七條、第七十條、第七十三條乃至第七十五條及び第七十八條乃至第八十條の規定は鐵道と通し運送を爲す場合に於ける軌道、自動車又は索道に依る運送に之を準用す。

第二章 旅客運送

第八條 鐵道は停車場に當該停車場よりの旅客運賃表及び當該停車場に於ける旅客列車の出發時刻表の摘要を揭示すべし。

鐵道は主要なる停車場には當該停車場に於ける旅客



列車の到着時刻表の摘要を掲示すべし。

第一項の出発時刻表には終着停車場の名稱、列車及び之に連結する客車の種類並に連絡列車の摘要を附記すべし。

第九條 鐵道は旅客列車が著しく遅延して發着し又は其の運轉を中斷し若は休止したるときは遅滞なく其の旨を關係停車場に掲示すべし。

第十條 鐵道は旅客の同伴する六年未満の小兒を旅客一人に付少くとも一人迄無賃を以て運送すべし。

割引乗車券を以て乗車する旅客又は乗車位置の指定を爲す列車若は客車に乗車し特に小兒の爲其の座席を請求する旅客に付ては鐵道は運輸大臣の認可を受け前項の規定に依らざることを得。

鐵道は十二年未満の小兒を第一項の規定に依り無賃を以て運送するものを除き大人の運賃の半額を以て運送すべし。

前項の規定に依る運賃に十圓未満の端數あるときは鐵道の定むる所に依り切上げ計算を爲すことを得。

第十一條 鐵道は旅客に對し運賃及び料金の正算拂を請求することを得。

第十二條 乗車券には通用區間、通用期間、客車の等級、運賃額及び發行の日附を記載することを要す。

鐵道は運輸大臣の認可を受け前項の規定に依る記載

旅客は豫め鐵道係員の認諾を受け鐵道の定むる運賃を支拂い上級車に乗車することを得。

第十六條 旅客は列車に乗後れたる爲發行當日限り通用の乗車券が其の効力を失ふべき場合に於ては遅滞なく當該乗車券を鐵道係員に提出し其の翌日迄通用期間の延長を請求することを得。但し、特に列車を指定したる乗車券を所持する旅客に在りては、此の限りに在らず。

第十七條 天災事變其の他已むことを得ざる事由に因り列車の運轉を中斷したるときは鐵道は旅客に對し相當の便宜を與え之が保護を爲すべし。

前項の場合に於て旅客の請求あるときは出發停車場迄無賃を以て送還すべし。

前項の規定に依り旅客を送還する場合に於ては鐵道は既に運送したる區間に對する運賃を控除し殘額の拂戻を爲すべし。

第十八條 列車が遅延して到着したる爲旅客が相當の時間中に接続する列車に乗継ぐこと能わざるときは鐵道は旅客の請求に因り出發停車場（途中下車したるときは其の最近下車停車場）迄無賃を以て送還すべし。但し、旅客が出發停車場に向い運轉する最初の列車を以て中斷なく復歸する場合に限る。

前項の規定に依り旅客を送還する場合に於ては鐵道

事項を省略することを得。但し、特種の乗車券に在りては認可を受くることを要せず。

第十三條 乗車券は其の通用區間中何れの部分に付ても其の効力を有す。但し、特殊の乗車券又は列車に付鐵道が運輸大臣の認可を受け別段の定を爲したるときは此の限りに在らず。

鐵道は前項の規定に拘らず乗継停車場を限定することを得。

第十四條 旅客は改札前旅行を止めたるときは乗車券の發行當日に限り當該乗車券を返還して運賃の拂戻を請求することを得、此の場合に於ては鐵道は相當の手續料を請求することを得。

旅客は改札後乗車券相當の座席なき爲旅行を止めたるときは遅滞なく鐵道係員の認諾を受け當該乗車券を返還して運賃の拂戻を請求することを得。

前二項の場合を除くの外旅客は旅行を止めたることを事由として運賃の拂戻を請求することを得ず。

第十五條 旅客は乗車券相當の座席なきときは豫め鐵道係員の認諾を受け下級車に乗車して運賃の差額の拂戻を請求することを得。

前項の場合を除くの外旅客は下級車に乗車したることを事由として運賃の差額の拂戻を請求することを得ず。

は既に支拂を受けたる運賃（途中下車したるときは其の最近下車停車場と出發停車場との區間に對する運賃を控除したる殘額）の拂戻を爲すべし。

第十九條 有効の乗車券を所持せずして乗車し又は乗車券の検査を拒み若は取集の際之を渡さざる者に對し鐵道は其の旅客が乗車したる區間に對する相當運賃及び其の二倍以内の増運賃を請求することを得。

第二十條 旅客は列車の出發合圖ありたる後は乗車することを得ず。

旅客は列車が停車場に停車したる後に非ざれば下車することを得ず。

旅客は列車が停車場外に於て停車したるときは鐵道係員の許諾を受くるに非ざれば下車することを得ず。

第二十一條 旅客は左に掲ぐる行爲を爲すべからず。

- 一 秩序を紊し又は風俗を害する行爲。
- 二 保健衛生上有害なる行爲。
- 三 車輛、器具其の他鐵道の設備を損壞すべき處ある行爲。
- 四 他人に危害を及ぼすべき處ある行爲。

第二十二條 鐵道は時刻表に指示したる列車を其の時刻前に出發せしむることを得ず。鐵道は天災事變其の他已むことを得ざる事由ある場合又は公益上の必要ある場合を除くの外時刻表に指示したる列車の運轉を休止



することを得ず。

第二十三條 旅客は自ら携帶し得る物品にして左の各號の一に該當せざるものに限り之を客車内に持込むことを得。

一 爆發質、自然發火質、腐蝕質其の他危害を他に及ぼすべき虞ある物品。但し、携帶制限を超えざる火薬類を除く。

二 酒精、油類其の他引火し易き物品。但し、旅行中使用する少量のものを除く。

三 燧燼及び焔燼。但し、懐中用のもの又は直に使用し得ざるものを除く。

四 死體。

五 動物。但し、鐵道に於て客車内に携帶することを許諾したる小動物にして同乗者に迷惑を及ぼすべき虞なきのを除く。

六 不潔、臭氣等の爲同乗者に迷惑を及ぼすべき虞ある物品。

七 座席又は通路を塞ぐべき虞ある物品及び客車を毀損すべき虞ある物品。

前項の物品に付ては旅客自ら之を保管する責に任ず。

第二十四條 旅客が前條第一項第一號乃至第六號に掲ぐる物品を客車内に持込み又は持込まんとしたるときは鐵道係員は旅客を車外又は鐵道地外に退去せしむるこ

の滅失、毀損及び鐵道の設備又は他の託送手荷物若は貨物其の他に對する損害を生ぜしめざる様適當なる荷造を爲すべし。

第二十七條 荷送人は貨物の外面に其の品名、到達停車場の名稱、荷送人及び荷受人の氏名若は商號及び住所並に配達を爲すべきものにありては其の届先を明瞭に記載し又は之等の事項を記載せる荷札を括附すべし、旅客が託送する手荷物に付亦同じ。

第二十八條 左に掲ぐるものを高價品とす。

- 一 金貨、銀貨、紙幣、銀行券、軍用手票、印紙、郵便切手及び公債證書、大藏省證券、株券、債券、商品券其の他の有價證券並に金、銀、白金其の他の貴金屬、イリヂウム、タングステン其の他の稀金屬、金剛石、紅玉、綠柱石、琥珀、眞珠其の他の寶玉石、象牙、龜甲、珊瑚及び其の各製品。
- 二 美術品及び骨董品。
- 三 容器荷造を加え一疋の價格金八十圓の割合を超ゆる物。但し、動物を除く。

高價品と高價品に非ざるものとを混ぜる場合に於て

容器荷造を加え一疋の價格金八十圓の割合を超えざる

ときは之を高價品に非ざるものと看做す。  
第一項第三號及び前項の場合に於ける重量及び價格は一荷造毎に之を計算す。

とを得。

前項の場合に於ては旅客は既に支拂いたる運賃及び料金の拂戻を請求することを得ず。

鐵道は前二項の規定に依るの外其の物品に付乗車券に記載したる通用區間(有効の乗車券を所持せざるときは乗車列車の運轉區間)に對する相當運賃及び其の十倍以内の増運賃並に前條第一項第一號及び第二號に掲ぐる物品に在りては尙其の重量一疋に付金百圓以内の増運賃を請求することを得。

前項の規定は損害賠償の請求を妨げず。

第二十五條 旅客が第二十三條第一項第七號に掲ぐる物品を客車内に持込みたるときは鐵道は其の物品に付旅客の乗車區間に於ける運送の委託を受けたるものと看做し相當運賃を請求することを得。

前項の場合に於て其の物品が直に運送の引受を爲すに適せざるものなるときは鐵道は旅客を最近停車場に下車せしめ、且其の物品に付既に運送したる區間に對する相當運賃を請求することを得。

### 第三章 荷物運送

#### 第一節 通 則

第二十六條 旅客又は荷送人は託送手荷物又は貨物の種類、性質、重量、運送距離其の他運送の態様に従い其

第二十九條 要價額の表示は運送狀を提出する場合に於ては運送狀に之を記載し、運送狀を提出せざる場合に於ては鐵道の定むる要價額申告書を以て之を爲すことを要す。

第五十三條の規定は前項の要價額申告に之を準用す。

第三十條 要價額の表示料は左の割合を超ゆることを得ず。

一 託送手荷物(第二號及び第三號に該當するものを含む)	表示額金	金十錢
二 高 價 品	同	金十錢
三 動物	金千圓迄に付ては	同
	金千圓を超ゆる額	同
四 其の他の貨物	同	同

前項の規定は一口に付金十圓を超えざる範圍内に於て最低料金を設定することを妨げず。

鐵道營業法第十一條第二項の規定に依る超過部分に對する表示料に付ては之が拂戻を請求することを得ず  
第三十一條 託送手荷物又は貨物に對する引渡期間は左の各號の期間を合算したるものとす。

- 一 發送期間
- 二 輸送期間



三 集配期間

發送期間は託送手荷物に在りては運送の爲受取りたる日とし其の他の貨物に在りては運送の爲受取りたる日及び其の翌日とす。但し、第五十六條の規定に依り受取りたる貨物に在りては之を發送し得るに至りたる日を以て運送の爲受取りたる日と看做す。

輸送期間は運賃計算の場合に於ける輸送の経路に由り各鐵道毎に左の各號の通とす。

- 一 託送手荷物に付ては四百斤迄毎に一日。
- 二 貨物に付ては百六十斤迄毎に一日。

集配期間は停車場外に於て託送手荷物又は貨物の受取又は引渡を爲す場合には其の各に付一日とす。

鐵道の責に歸すべからざる事由に因り前各項の規定に依り計算したる引渡期間満了後託送手荷物又は貨物の引渡ありたる場合に於ては其の遅延日數だけ引渡期間は延長せられたるものと看做す。

前各項の規定に依り計算したる引渡期間満了後託送手荷物又は貨物の引渡ありたる場合に於ては鐵道が其の引渡の準備を爲し且到達の通知を發すべきものに付其の通知を發したるときは其の後の期間に付ては鐵道の責に歸すべき事由ある場合を除くの外引渡期間は之を超過せざりしものと看做す。

第三十二條 鐵道は運送を引受けたる動物に付ては之が

鐵道は運輸大臣の認可を受け旅客が手荷物として託送し得べき物品の種類、重量又は容積を制限することを得。

特殊の鐵道又は列車に在りては鐵道は運輸大臣の認可を受け手荷物の運送を爲さざることを得。

第三十七條 旅客は火薬類其の他の危険品、危害を他に及ぼすべき虞ある物品又は臭氣を發し若は不潔なる物品を手荷物として託送することを得ず。

第三十八條 (削除)

第三十九條 旅客は手荷物を託送せんとするときは其の乗車券を鐵道係員に呈示すべし。

第四十條 鐵道は運送の爲手荷物を受取りたるときは手荷物符票を交付すべし。

第四十一條 鐵道は託送手荷物を旅客と同一列車を以て運送すべし。但し、運送上の支障ある場合は此の限りに在らず。

第四十二條 鐵道は手荷物符票を所持する旅客に託送手荷物の引渡を爲すべし。

旅客が手荷物符票を所持せずして託送手荷物の引渡を請求したるときは鐵道は當該旅客が其の權利を證明し又は相當の擔保を供したる場合に限り之が引渡を爲すことを得。

第四十三條 鐵道は豫め旅客の請求あるときは途中停車

飼養の責に任せず。

第三十三條 鐵道は託送手荷物又は貨物が損敗すべき虞ある場合に於ては旅客又は貨主に對し相當の期間を定め其の處分に付指圖を爲すべき旨を催告すべし。

前項の場合に於て旅客若は貨主が指圖を爲さざるとき又は其の指圖を待つこと能わざるときは鐵道の費用を以て之を公賣することを得。

前項の規定に依り公賣を爲したるときは鐵道は遅滞なく之を旅客又は貨主に通知すべし。

第二項の規定に依り公賣を爲したる場合に於ては鐵道は其の賣却代金を運賃、料金其の他の費用の辨済に充當し殘額あるときは之を旅客又は貨主に交付し不足額あるときは之が支拂を請求することを得。

第三十四條 鐵道は託送手荷物又は貨物の引渡を爲す際滅失、毀損又は延着を事由として旅客又は貨主の請求あるときは其の引渡品の數量、状態又は引渡の年月日に付證明を爲すことを要す。

第三十五條 第二十四條の規定は旅客又は公衆が物品の無賃運送を圖り因て運賃を遁脱し又は遁脱せんとしたる場合に之を準用す。

第二節 手荷物運送

第三十六條 旅客は其の旅行に必要な物品を手荷物として託送することを得。

場に於て託送手荷物の引渡を爲すべし。但し、運送上の支障ある場合は此の限りに在らず。

前項の場合に於ては旅客は既に支拂いたる運賃の拂戻を請求することを得ず。

第四十四條 鐵道は第十七條第二項又は第十八條第一項の規定に依り送還する旅客の託送手荷物を其の旅客が送還せらるべき區間に限り無賃を以て之を送還すべし。

第十七條第三項又は第十八條第二項の規定は前項の規定に依り返送する託送手荷物の運賃の拂戻に之を準用す。

第四十五條 旅客が託送手荷物の到達したる後二十四時間内に之を引取らざるときは鐵道は其の後の時間に對し相當の保管料を請求することを得。

第四十六條 第五十九條の規定は旅客が手荷物として託送し得ざる物品を他の品名に依り託送したる場合に之を準用す。

第三節 貨物運送

第四十七條 貨物を託送せんとする者は鐵道の許諾を受けたるときは當該貨物を託送するに至る迄自己の責任を以て停車場其の他鐵道地内に一時之を留置することを得。

前項の場合に於ては鐵道は相等の留置料を請求する



ことを得。

第四十八條 貨物を託送せんとする者は鐵道の定むる時間内に其の手續を爲すべし。

第四十九條 死體を託送せんとする者は死亡證書を呈示して之が運送の申込を爲すべし。

死體の託送人は運送狀に死亡證書の寫を添附すべし。

第五十條 荷送人は貨物を託送する際運送狀を提出することを要す。

運送狀には左の事項を記載することを要す。但し、貸切貨車積以外の貨物の運送狀に在りては鐵道の定むる所に依り第一號乃至第三號に掲ぐる事項を省略することを得。

一 貨物の品名、重量又は容積及其の荷物の種類、箇數並に記號。

二 發送停車場の名稱。

三 到着停車場の名稱。

四 荷受人の氏名又は商號及び住所。

五 要償額を表示するときは其の金額。

六 高價品に付其の價額を明告するときは其の金額。

七 運賃の支拂方法。

八 貨物引換證の交付を請求するときは其の旨。

九 特約あるときは其の事項。

十 運送狀の作成地及び其の作成の年月日。

十一 荷受人の氏名又は商號及び住所。

第五十一條 荷送人は運送狀の記載に付鐵道に對し其の責に任す。

第五十二條 鐵道は荷送人より貨物を受取りたるときは運送狀に其の受取番號を記入すべし。

第五十三條 荷送人は運送狀を提出する際其の謄本の交付を請求することを得。

前項の規定に依り運送狀の謄本を交付する場合に於ては鐵道は相當の手續料を請求することを得。

第五十四條 荷送人は貨物を託送する際其の運賃及び料金を支拂うべし。

前項の場合に於て其の金額を確定すること能わざるときは鐵道の請求により概算額を支拂うべし。

第五十五條 鐵道は死體又は動物の運送を引受けたるときは其の受取の日時を指定することを得。

第五十六條 鐵道は貨物の運送を引受けたる場合に於て直に其の運送を爲し得ざるときと雖も特約を以て當該貨物を受取ることを得。此の場合に於ては運送狀に其の特約條項を記載することを要す。

前項の場合に於ては鐵道は其の貨物を運送を爲すことを得るに到る迄の期間に對し相當の保管料を請求することを得。

第五十七條 貨物引換證には左の事項を記載することを要す。

一 第五十條第一項第一號乃至第七號、第九號及び第十一號に掲ぐる事項。

二 運賃及び料金の金額。

三 貨物引換證の作成及び其の作成の年月日。

第五十八條 鐵道は死體、動物其の他特種の管理を要する貨物の運送に付附添人を附すべきことを請求することを得。

鐵道は荷送人に對し相當の附添人料を請求することを得。

附添人の管理する貨物に付ては鐵道は之が保管の責に任ぜず。

附添人は貨物の運送中に於ける管理に必要な物品に非ざれば之を車内に持込むことを得ず。

第五十九條 貨物の品名、重量其の他運送狀の記載に基き計算したる運賃が正當運賃に不足する場合に於ては鐵道は不足額及び其の十倍以内の増運賃を請求することを得。

荷送人が火藥類其の他危険品を他の品名に依り託送したるときは前項の規定に依るの外鐵道は其の重量一疋に付金百圓以内の増運賃を請求することを得。前二項の規定は損害賠償の請求を妨げず。

第六十條 貨物の積卸は鐵道に於て之を爲すべし。但し貸切貨車積貨物、死體、動物及び一箇の長六米、重量三百疋又は容積一立方米を越ゆる貨物の積卸は貨主に於て之を爲すべし。

第六十一條 貨主が貨物の積卸を爲すべき場合に於ては鐵道は其の積卸の準備を爲したる後貨主に對し其の旨の通知を發すべし。

第六十二條 貨主が鐵道の定むる積卸時間内に貨物の積卸を完了せざるときは鐵道は其の後の時間に對し相當の貨車留置料を請求することを得。

鐵道は貨主が取卸時間内に貨物の取卸を爲さざるときは貨主の費用を以て其の取卸を爲すことを得。

第六十三條 貨主が貨物の積卸を爲すべき場合に於て鐵道の機械又は器具を使用するときは鐵道は相當の使用料を請求することを得。

第六十四條 鐵道は無蓋貨車使用の覆布及び綱を準備すべし。

鐵道は前項の覆布又は綱の使用に付ては料金を請求することを得ず。

第六十五條 貨物の種類又は性質に因り鎖錠を要するもの又は濡損若は引火の虞あるものは有蓋貨物車に搭載すべし。但し特約ある場合は此の限に在らず。

第六十六條 死體は特約に依り特別車に搭載する場合を



除くの外手荷物車又は有蓋貨車に搭載すべし。  
死體は他の託送手荷物又は貨物と隔離して搭載すべし。

飲食物又は其の原料品は死體と同一車に搭載することを得ず。

第六十七條 死體は運送上の支障ある場合を除くの外到達停車場に直通する列車を以て急送すべし。

第六十八條 貨物が到達停車場に到達したるときは鐵道は遲滞なく到達の通知を發すべし。但し配達を爲すべきものに在りては此の限に在らず。

第六十九條 死體が到達停車場に到達したるときは遲滞なく之を引取るべし。

死體が到達したる後六時間内に之を引取らざるときは鐵道は到達地所轄警察署に其の旨を届出すべし。

第七十條 貨物引換證の紛失其の他の事由に因り之と引換に貨物の引渡を請求すること能わざる場合に於て引渡請求者が其の權利を證明し又は相當の擔保を供したるときに限り鐵道は貨物の引渡を爲すことを得。

第七十一條 貨主が鐵道の定むる引取時間内に貨物の引渡に應ぜざるときは鐵道は其の後の時間に對し相當の保管料を請求することを得。

貨主が貨物の引渡を受けたる後之を引取らざるときは鐵道は相當の留置料を請求することを得。但し引取

時間内は此の限りに在らず。

第七十二條 天災事變其の他已むことを得ざる事由に因り貨物の運送を繼續すること能わざる場合に於て荷送人の請求するときは鐵道は發達停車場迄無貨を以て之を返送すべし。

第十七條第三項の規定は前項の規定に依り返送する貨物の運賃の拂戻に之を準用す。

### 第四章 鐵道の責任

第七十三條 要償額の表示なき託送手荷物、高價品又は動物を滅失又は毀損に因る損害に付鐵道が賠償の責に任ずる場合に於ては、鐵道に悪意又は重大なる過失ある場合を除くの外左の金額を超え賠償の責に任ぜず。

一 託送手荷物(第二號一箇に付金三百圓。但し、及び第三號に該當するものを含む) 旅客一人に付、金五百圓を最高額とす。

二 高價品(一疋(容器荷造を含む)迄毎に金二百圓。但し一口金三百圓を最高額とす)。

三 動物  
牛、馬 一頭に付 金二百四十圓

猪、緬羊 同 金六十圓

豚、緬羊 同 金四十圓  
其の他の獸類 同 金二十圓  
其の他の動物 一疋(容器荷造を含む)迄毎に 金一圓

但し一口金百圓を最高額とす。

第七十四條 要償額の表示ある託送手荷物又は貨物の延着に因る損害に付鐵道が賠償の責に任ずる場合に於て支拂すべき金額は鐵道に悪意又は重大なる過失ある場合を除くの外左の各號に依る。

一 請求者に於て延着に因る損害を證明したる場合に於ては表示額を限度として一切の損害額。

二 其の他の場合に於ては運賃額を限度として延着の期間一日迄毎に運賃額の百分の十。

要償額の表示なき託送手荷物又は貨物の延着に因る損害に付鐵道が賠償の責に任ずる場合に支拂すべき金額は鐵道に悪意又は重大なる過失ある場合を除くの外左の各號に依る。

一 請求者に於て延着に因る損害額を證明したる場合に於ては運賃額を限度として一切の損害額。

二 其の他の場合に於ては運賃額の二分の一を限度として延着の期間一日迄毎に運賃額の百分の五。

前二項の場合に於ける運賃額は當該託送手荷物又は貨物の運賃額及び其の集配の爲受くる金額を合算したる額とす。

第一項第二號及び第二項第二號の場合に於て託送手荷物又は貨物の一部が延着し又は延着の期間を異にするとき鐵道の支拂すべき金額は延着したる各部分の數量に付之を計算す。

量に付之を計算す。

第七十五條 鐵道營業法第十三條第二項の規定に依る留保ありたる場合に於て留保者の請求あるときは鐵道は之が證明を爲すことを要す。

鐵道營業法第十三條第二項の規定に依る留保ありたる託送手荷物又は荷物に付其の到達、發見等に因り引渡を爲すことを得るに至りたるときは鐵道は賠償を受けたる者に對し遲滞なく其の旨を通知すべし。

第七十六條 一時預り品の滅失又は毀損に因る損害に付鐵道が賠償の責に任ずる場合に於ては鐵道に悪意又は重大なる過失ある場合を除くの外一箇に付金百圓を超え賠償の責に任ぜず。

### 第五章 非常事態の發生の際に於ける運送

第七十七條 非常事態の發生に際し運送上の必要ある場合に於ては鐵道は第四條、第八條、第十條第一項、第十五條、第二十二條第一項及び第三十六條第一項の規定に依らざること及び第十三條第一項本文の規定に拘らず乗車の效力に付別段の定を爲すことを得。

第七十八條 非常事態の發生に際し運送上の必要ある場合に於ては鐵道は貨物の受取の日時を指定し又は貨物を託送せんとする者に對し、其の託送前貨物の品名、



數量、到達停車場の名稱等を申告すべきことを請求することを得。

第七十九條 非常事態の發生に際し運送上の必要ある場合に於ては鐵道は託送手荷物又は貨物に對する引渡期間の算定に當り合算せらるべき發送期間其の他の期間を各二倍以内に延長することを得。

第八十條 前二條の規定に依る運送に付ては鐵道は豫め運輸大臣の認可を受くることを要す。

附則

本令は昭和十七年四月一日より之を實施す。

國有鐵道運賃法

(昭和二十三年七月七日 法律第百十二號)

改正 昭和二十四年四月三十日 法律第四十八號  
同 五月二十五日 法律第百五號

第一條 國有鐵道(日本國有鐵道の鐵道及び連絡船)に於ける旅客運賃及び貨物運賃並びにこれに關連する運賃及び料金は、その法律の定めるところによる。

2 前項の運賃及び料金は左の原則によつてこれを定める。

- 一 公正妥當なものであること。
- 二 原價を償ふものであること。
- 三 産業の發達に資すること。
- 四 賃金及び物價の安定に寄與すること。

(旅客運賃)

第二條 旅客運賃は、普通旅客運賃及び定期旅客運賃とする。

2 旅客運賃の等級は、一等、二等及び三等とする。

(鐵道の普通旅客運賃)

第三條 鐵道の普通旅客運賃は、左の各號の定めるところによる。

ろによる。

- 一 三等の賃率は、營業キロメートルごとに、百五十キロメートルまでは一圓四十五錢、百五十キロメートルをこえる部分は一圓五錢とする。

(航路の旅客運賃)

第四條 航路の普通旅客運賃は、別表第一の通りとする。

(定期旅客運賃)

第五條 定期旅客運賃は、左の各號の規定に従い、日本國有鐵道がこれを定める。

- 一 通用期間一箇月又は三箇月の定期旅客運賃は、普通旅客運賃の百分の五十に相當する額をこえることができない。
- 二 通用期間六箇月の定期旅客運賃は、普通旅客運賃の百分の四十に相當する額をこえることができない。



別表第一 第四條の規定による  
航路普通旅客運賃表

航路別	三等運賃	二等運賃	一等運賃
青森—函館間	160圓	480圓	1360圓
宇野—高松間	30〃	90〃	—
仁方—堀江間	100〃	300〃	—
宮島口—宮島間	5〃	—	—
大島—小松港間	10〃	—	—
下關—門司港間	10〃	—	—

別表第二 第六條の規定による急行料金

種別	地帯別	三等料金	二等料金	一等料金
特別急行金	600軒迄	400圓	800圓	1,200圓
	1,200軒迄	600〃	1,200〃	1,800〃
	1,201軒以上	800〃	1,600〃	2,400〃
急行料金	600軒迄	200圓	400圓	600圓
	1,200軒迄	300〃	600〃	900〃
	1,201軒以上	400〃	800〃	1,200〃
準急行料金	150軒迄	50圓	100圓	150圓
	600軒迄	100〃	200〃	300〃
	1,200軒迄	150〃	300〃	450〃
	1,201軒以上	200〃	400〃	600〃

(特別急行、急行及び準急行料金)  
第六條 特別急行料金、急行料金及び準急行料金は、別表第二の通りとする。

(貨物運賃)

第七條 貨物運賃は、車扱貨物運賃及び小口扱貨物運賃とする。  
2 車扱貨物運賃は、貨物等級表の等級に従い別表第三の賃率による。  
3 小口扱貨物運賃は、車扱貨物運賃の賃率を参しやくして日本國有鐵道の定める賃率による。

(運賃料金の輕微な變更)

第八條 全體として日本國有鐵道の總收入に著しい影響を及ぼすことがない運賃又は料金の輕微な變更は、日本國有鐵道がこれを行うことができる。

(委任規定)

第九條 この法律に定めるものの外、旅客又は貨物の運送に關連する運賃及び料金並びにこの法律に定める賃率の適用に關する細目は日本國有鐵道がこれを定める。但し、鐵道營業法(明治十三年法律第六十五號)の規定の適用を妨げない。

第九條ノ二 第五條、第七條第三項及び第九條の規定により日本國有鐵道が左の各號に掲げる運賃及び料金を定める場合においては、運輸大臣の認可を受けなければならない。

- 一 定期旅客運賃。
- 二 小口扱貨物運賃。
- 三 手小荷物運賃。
- 四 旅客運賃及び貨物運賃の最低運賃。
- 五 寢臺料金。

附則

第十條 この法律施行の期日は、公布の日から二十日をこえない期間内において、各期につき政令でこれを定める。

第十一條 鐵道營業法の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「運賃」の上に「國有鐵道以外ノ鐵道ノ」を加え、「一月」を「七日」に改める。

第十二條 昭和二十年勅令第五百四十二號ポツダム宣言受諾に伴い發する命令に關する件に基く鐵道營業法第三條第二項の規定の適用除外に關する政令(昭和二十二年政令第百十三號)はこれを廢止する。



### 年齢のとなえ方に關する法律

(昭和二十四年五月二十四日)  
法律第九十六號

この法律施行の日以後、國民は、年齢を數え年によつて言い表わす從來のならわしを改めて、年齢計算に關する法律(明治三十五年法律第五十號)の規定により算定した年數(一年に達しないときは、月數)によつてこれを言い表わすのを常とするように心がけなければならぬ。

この法律施行の日以後、國又は地方公共團體の機關が年齢を言い表わす場合においては、當該機關は、前項に規定する年數又は月數によつてこれを言い表わさなければならぬ。但し、特にやむを得ない事由により數え年

によつて年齢を言い表わす場合においては、特にその旨を明示しなければならない。

#### 附則

この法律は、昭和二十五年一月一日から施行する。政府は、國民一般がこの法律の趣旨を理解し、且つ、これを勵行するよう特に積極的な指導を行わなければならない。

前項の事務は、附則第一項に規定する期日より前か  
ら行うことができる。

### 夏時刻法

(昭和二十三年四月二十八日)  
法律第二十九號

第一條 毎年四月の第一土曜日の午後十二時から九月の第二土曜日の翌日の午前零時までの間は、すべて中央標準時より一時間進めた時刻(夏時刻)を用いるものとする。但し、特に中央標準時によることを定めた場

合はこの限りでない。

第二條 四月第一土曜日の翌日(日曜日)は二十三時をもつて一日とし、九月の第二土曜日は二十五時をもつて一日とする。

夏時刻の期間中のその他の日はすべて二十四時間をもつて一日とする。

#### 附則

第三條 この法律の施行に關し、時間の計算に關する他の法律の規定の適用について必要な事項は、政令で、これを定める。

この法律は、公布の日から、これを施行する。  
この法律の適用については、昭和二十三年においてはこの法律の第一條及び第二條において「四月の第一土曜日」とあるのは「五月の第一土曜日(五月一日)」とする。

### 國民の祝日に關する法律

(昭和二十三年七月二十日)  
法律第一七八號

第一條 自由と平和を求めてやまない日本國民は、美しい風習を育てつつ、よりよき社會、より豊かな生活を築きあげるために、ここに國民こぞつて祝い、感謝し、又は記念する日を定め、これを「國民の祝日」と名づける。

春分の日 春分日  
自然をたたえ、生物をいつくしむ。

天皇誕生日 四月二十九日  
天皇の誕生日を祝う。

憲法記念日 五月三日  
日本國憲法の施行を記念し、國民の成長を期する。

第二條 「國民の祝日」を次のように定める。  
元日 一月一日  
年のはじめを祝う。

成人の日 一月十五日  
おとなになつたことを自覺し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます。

秋分の日 秋分日  
祖先をうやまい、なくなつた人人をしのおぶ。

おとなになつたことを自覺し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます。

秋分の日 秋分日  
祖先をうやまい、なくなつた人人をしのおぶ。



文化の日 十一月三日  
自由と平和を愛し、文化をすすめる。  
勤勞感謝の日 十一月二十三日  
勤勞をたつとび、生産を祝い、國民たがいに感謝し  
あう。

第三條 「國民の祝日」は休日とする。  
附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。  
昭和二年勅令第二十五號は、これを廢止する。

發行者寄贈

昭和二十四年十月一日印刷  
昭和二十四年十月五日發行

鐵道法規類集(第一集)

定價 七拾圓  
送料 十五圓

發行者 竹 森 喜 久  
東京都千代田區神田猿樂町二ノ八

印刷者 川 上 貞 司  
東京都台東區上野山下町二

印刷所 鐵道弘濟會東京印刷所  
東京都(神田局區内) 神田猿樂町二ノ八

發行所 中 央 書 院

振替 東京六三六六二番  
電話 神田(四)四八六二番



